

---

令和8年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和8年3月3日 (火曜日)

---

議事日程(2)

令和8年3月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉
9番 内海 猛年	10番 妹川 征男	11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

---

【 傍 聴 者 数 】 7名

---

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 8 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

おはようございます。8 番公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

まず、件名 1 です。町の D X 推進計画の推進についてでございます。

政府は、令和 2 年の 1 2 月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定しまして、自治体 D X 推進計画を作成しております。現在国の方ではですね、地方自治体が重点的に取り組むべき事項や、内容を具体化をしております。その中で人的支援、財政支援などを行っているところであります。

町につきましては、令和 7 年 3 月に芦屋町 D X 推進計画を策定しておりまして、国が示すガイドラインに従って、D X の推進を図っていることとしております。

しかしながらですね、まだ 1 年しかたっていないので、ここでちょっと一般質問をするのは酷なところがございますけれども、重要な推進計画でありますので、これをしっかりとですね、受け止めていかなければならないし、現在見てみますとまだ動きについても、あまり感じられない状況にあるかなと思います。

そこで町の D X 推進の本気度について伺っていきたいと思います。

要旨 1、町の D X 推進計画についてです。国は地方自治体に何を求めているのか、その動きについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

国はデジタル社会の実現に向け、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、いわゆる自治体 D X 推進計画を策定しており、令和 8 年 1 月 3 0 日に第 5. 1 版まで改訂が進んでおります。

その計画における重点取組事項としましては、地方公共団体情報システムの標準化、自治体フロントヤード改革の推進、マイナンバーカードの取得支援・利用促進、それと自治体のA Iの利用促進、最後にセキュリティ対策の徹底など、全8項目が掲げられております。また、分野も多岐にわたっている状況でございます。

そのほかにも、デジタル人材の確保・育成やデジタルデバインド対策など、住民や行政が、安全・安心にデジタル技術を活用し、誰もがデジタルによる恩恵を受けることができる地域社会の実現に向けて、デジタルリテラシーを高めていく取組なども求められております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ございましたように、国のですね推進計画も、第5版ということで、もうすでに多く、何回もですね、改定が進んでいるわけでありまして。町についてはですね先ほども申しましたように、7年の3月に策定を完了しているということで、若干国のそういったガイドラインができるまでにかなり時間を要しているところでありましてけれども、策定が進んでるということで、計画の中のですね、目的、それから位置づけについてちょっと確認させていただきたいと思っております。

ここで読ませていただきます、7ページに記載がされておまして、目的として、住民、行政がD Xの取組に対する共通認識を持ち、円滑にするための指針とすると。それからデジタルが生み出す人とのつながりにより、新たな視点や付加価値を創出し、地域と行政が共に高め合うことで、地域課題の解決につなげますと。それからデジタル技術やデータの特性を利用し、住民サービスの利便性向上や、行政事務の効率化を推進することで、誰もがデジタルにおける恩恵を受けることができる地域社会を目指すと、こういうふうに目的でうたわれております。

そしてですね、位置づけとしてここが重要かと思うんですけど、本計画は、芦屋町の最上位計画である芦屋町総合振興計画、及び芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図り、デジタル技術やデータによる補完を行うことで、各課の取組をより効果的かつ合理的に推進すると、こういうふうに打ち出しがされております。

そこでお伺いしますけれども、D Xの推進計画は、町の最上位計画、それと総合振興計画、総合戦略を下支えするような位置にあるかなと思うんですけども、こういったですね、重要な計画との整合性をどのように図っていくのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

本計画の基本的な役割としましては、先ほど松岡議員から御説明ありましたが、町の最上位計画であります総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、各種計画に掲げる取組に関し、デジタル技術やデータを活用することで、より効果的かつ効率的に取組を進める、つまり各種取組を実現するための下支えといった位置づけでございます。

またこの計画には、基本方針として、3つの分野、具体的には、住民DX、それから地域DX、最後に行政DXに分類し、取組を進めているところでありまして、分野ごとに目指すべきビジョンを示しているといったところでございます。これらビジョンに基づきまして、当然ではございますが、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に書かれている内容と整合を図りながら、取組を進めるといったことになろうかと思えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、答弁があったんですが、整合を図るということで、先ほども整合を図っていくと位置づけのところでも、今先ほど紹介しましたが、これをですね具体的にどういう形で整合を図る、具体例というのがございましたら、紹介をお願いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

まず総合振興計画につきましては、全7章で構成されておりまして、その中を下支えする計画の実現に向けてということで記載がございます。その中で自治体DXに関する取組も、ただいま令和7年度に後期基本計画の策定を進める中で、そのような記載を盛り込んでですね、DXの人材育成といったところも記載をされております。そこで、そういったところと整合を図りながら、DXの推進というのを進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、具体的にですね、DXに対する取組が先ほどの各計画に記載されているかというところのようなことはございませんので、ある意味この計画DX推進計画に基づいて、具体的な取組を詰めていくといったことを予定しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ここは、特に重要なことだろうと思うんですけど、やっぱりDXのこの計画を推進するという

ことで、単独でその計画を推進するというだけでなくして、今あったように、最上位計画で町の問題を、課題を解決する上で、そういった計画を推進するわけですけども、ここに、DXを推進することにどういった効果があるかっていう評価をしていかないと、このDXの計画を推進する意味がないわけですね。DX化をデジタル化をはかりましたとかいっても、基本的にそれが町の各施策に貢献できなければ、こんなの設けても意味がないわけですね。今人材がとか、高齢化が進む中で、DX化ってのは必要不可欠でありますけども、そういったものが最上位計画にどういうふうに反映されたりとか、総合戦略で生かされるかっていうことが重要なことだろうと思うんですね。

そういうことからすればですね、具体的に示すとすればですね、例えば総合戦略の関係ですね、基本的にそういったものはDXがどういうところに関わってるかって、各施策の中で見える化をしていったほうがいいと思うんすよね。それとか、KPIで評価していくことになると思うんですけど、その際DX化を推進することによって、どうだったかということも評価していかなければならないんじゃないかと。それとあとはですね、推進体制の中で今回の体制も構築されるわけですけど、こういったことによって、横断的ですね、各部署の横断的な推進が図られているというこのようなことも、評価しなければ、この計画推進は役に立たないというふうに思いますので、具体的なですね、盛り込みですね、そういった施策をやる上でのDXの盛り込みをしっかりとやっていただきたいなと思います。

それではですね、計画の中に、推進体制は記載されておりますが、どのようにやっていくのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

本計画では、町長をトップとする全庁横断的な推進体制を整備することとしております。具体的には、町長を本部長とし、計画の改定や進捗管理等を担うDX推進本部、それから副町長を会長とし、実務的な検討や提案事項の協議及び調整等を行うDX推進会議。必要に応じ係長職で組織し、主要な事項について協議や意見聴取を行う、DX専門委員会。各課から1名以上の職員で構成し、各課の課題や推進に向け、必要となる実務的な事項の調査・検討等を行うDXワーキングを設置し、DXを推進するということとしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

計画の中にも8ページに推進体制と役割ということで記載されておりまして、こういった体制を構築してしっかりと取り組んでいくという姿が見えます。

ここで注目したいのは、やっぱりトップマネジメントがこの体制で取れているか、町長のそういった目がしっかりと届いて、町長の意見がここに吸い上げられて推進されるか、そういったところは重要かと思います。

それと、横断的にですね、この推進計画はやらなくてはならないので、各課のつながりの中でですね、十分なそういった意見交換ができるか、そういったところが重要かと思うんです。

今説明があったように、8ページの中にしっかりと書いてあって、このようにいけば今言った懸念される事項は払拭されるかなと思います。

それでは、続いて要旨2に移りますけども、施策の進捗と課題についてです。まず現状課題についてどうなってるのかお伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 本郷 宣昭君**

芦屋町におけるDX推進状況につきましては、令和6年度までに、コンビニ交付自動交付機の導入、LINEを活用した情報発信、AI議事録作成支援システムの導入など、39件の事業に取り組んでまいりました。また、令和7年度におきましても、ペーパーレス会議システムの導入などに取り組んでいるところでございます。

しかし、DXにつきましては、まだまだ取り組む余地はあるものと考えております。このため、令和6年度に作成した、芦屋町DX推進計画に基づき、さらなる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 8番 松岡 泉君**

既にですね、デジタル化についても、逐次、個々の取組が行われているということで、今あったような39件も、いろんな取組でデータ化についてもですね、考慮されているというふうに答弁があったことなんで、逐次やってこられたなということは理解できます。

それではですね、1年足らずのこの計画、策定して1年しか経ってない中で、そんな動きは十分とれないというのは分かるんですけども、進捗状況と成果についてはいかがでしょうか。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

D Xの推進状況ということでございますので、まず令和6年度に、先ほどの計画をですね、策定したばかりでございますので、令和7年度につきましては、推進体制の構築、これまでの実施事業の整理等を行うとともに、D X職員ワーキングによる各課の持つ課題や問題点の洗い出し等を行ったところでございます。

このため、大きな成果が出ているという状況ではございませんが、令和7年度に検討を行った、芦屋町公式LINEの機能拡張や、プログラミング知識がなくてもですね、視覚的にアプリ等を作成できるノーコードツールの導入に向けた予算を、令和8年度当初予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

諸についたところばかりで申し訳ないなと思うんですが、推進体制の一応構築、そこまでやったということなんですけど、実際の動きとして会議等の開催は行われているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

町内体制の整備につきましては、今年度よりD X推進本部等を組織したということで先ほど説明させていただきました。

今年度の開催状況でございますが、D X職員ワーキングを3回、それからD X専門委員会を3回、それからD X推進会議を2回、D X推進本部会議を1回開催しております。この会議の様々な中でですね、取組状況の報告や、各課の持つ課題や問題点の洗い出し、それから対応策の検討等を行ったところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

既にですね、動き始めてるということで安心しました。それと予算の8年度についてもですね、関係予算が若干でありますけども、準備されてるということなんで、動きがあるんだということで、評価できるかなと思います。

それではですね、課題をどのように認識されてるのか、ここでお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

本計画におきましては、多様化する住民ニーズへの対応、地域コミュニティの希薄化、人手不足の深刻化の3点を主要な課題と捉え、これらをデジタル技術によって解決していくこととしております。これらの課題解決をしていくため、DXの取組としまして、行政サービスのデジタル化が不可欠と考えております。

このため、住民の皆様によりよいサービスを提供するため、行政手続きのオンライン化を図るとともに、情報の取扱いに対する信頼を高める必要があると考えております。

また、デジタル人材の確保と育成も重要な課題でございます。デジタル化が進む中で、デジタルスキルを持った人材の育成は喫緊の課題であり、あらゆる機会を通じてデジタル化に対応できる人材の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

DX推進にあたっては多くの課題があり、先ほど答弁しました行政サービスのデジタル化やデジタル人材の確保・育成以外にも、取り組んでいかなければならないと考えております。

いずれにしましてもこれらの課題を一つ一つ解決することで、本町の発展を見据えた持続可能なまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

推進する上ではですね、基盤となる要素としてはですね、たくさんあると思うんですけども、特に重要なのは今答弁があったように、人材、デジタル人材の確保ですね、これは当然ながら育成もしなければならないという件と、それからデジタルデバインド対策ですね、これは住民の皆さんたちが、結局、そういったデジタルに対しての認識をしっかりと持っていてですね、協力していく、また、能力を住民の皆さんも上げていかなきゃならないと、それ以外にもたくさんデバインド問題ということであるのではないかなと思います。

それと、今問題なっていますサイバーセキュリティの問題ですね。これについても、そういったシステムを構築する上では不可欠でありますので、そういった取組も必要だと。デジタル推進をする意味で、この大きな要素としては、私は3つあるのかなというふうにちょっと思っております。今紹介させていただきましたけど、実はサイバーセキュリティの問題についてですけども、実は、2月1日から3月18日が、サイバーセキュリティ月間ということで、ちょうど今当たるわけですね。特に関係ないんですけど一般質問と。重要ということで、そういった国の施策

の一環として、サイバー攻撃に対しても手厚くシステム、これは企業の方も含めてですけど、今いろんな攻撃を受けてですね、病んでる企業もあります。そういうことで行政を含めて、町のシステムについても、サイバー対策は必要かなと思います。

それで初めにですね、重要なやっぱりデジタル人材の確保、育成が重要だろうというふうに思います。そういったリテラシーがあると、そういった能力をスキルアップをしなければならいんですけども。この職員のですねIT、DXリテラシー向上に向けた取組は、どのようにお考えになっておられますでしょうか、お伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

職員のデジタルリテラシーの向上は極めて重要な課題であり、DX推進に当たり、必要不可欠であると認識をしております。

デジタルリテラシーとは、デジタルを使って自分たちの仕事や地域社会をどう変えるかを考え、行動できる能力のことでございます。このため、意識改革やデジタル技術の導入に対する理解を深める研修を始め、本計画に基づくDX職員ワーキング等の調査・検討等を通じ、職員のデジタルリテラシーの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

具体的にですね、スキルアップのやり方については、どのようにお考えなってますか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

具体的ということでございます。職員研修につきましては、令和6年度に芦屋町DX推進計画を策定する際に、全職員を対象に、外部講師による研修を実施したところでございます。

今年度につきましては、職員研修という形ではございませんが、DX職員ワーキングにおきまして、プログラミングの知識がなくても、視覚的に業務アプリを作ると、先ほど御紹介したノーコードツールの導入に向けた検討というのをしております。その中で、事業者からのシステムデモや活用業務の調査、検討等を行っております。

また、令和8年度につきましては、ふくおか電子自治体共同運営協議会が実施する地域DX推進事業の組織体制強化支援プラン、いわゆるDXプロデューサー事業を活用し、生成AI利活用

に向けた取組を進める予定としております。

この事業の中で、職員研修を実施するという事を予定しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

職員のそういったスキルアップする上でですね、研修プログラムの実施とか、それからですね実践的なプロジェクトの参加、そういったことも重要だろうしですね、継続的にそういった職員さんが学ぶ上の環境も当然のことながら整備していく必要があるのではないかと思います。

そういった努力をしながらもですね、なかなかスキルアップっていうのは難しいし、身につくものではないと思うんですけども。一部ですね、どうしても補えないところは、外部人材も必要じゃないかと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

D X推進における外部人材の活用は、非常に重要であると考えております。特に本町のような、小規模自治体におきましては、限られた人的資源の中で、効率的かつ効果的にD Xを進める必要があり、専門的な知見や経験をですね持つ外部人材の活用は不可欠と考えております。

このため、先ほどと重複することもあります。令和6年度に策定しました芦屋町D X推進計画の策定にあたっては、外部人材を活用させていただいております。また、令和8年度におきましても、先ほど御紹介した生成A I利活用支援プラン、これを活用することとしておりまして、ここです、外部人材の助言をいただきながら、生成A I利活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

必要なときに、適切に外部人材も登用していくということですので、そのようにやっていただければと思います。

要旨3に移りますけども、D X推進に関する基盤の中で、これはもう重要だと思うんですけど、今までの私の一般質問の中でも、スマホ講座とかそういったものをやっていただくように要望したところでございます。

生涯学習課を含めてですね、先行的にそういった講座をもうやっておられるということですけど、今後なおさらのですね、充実を図る必要があると思うんですけど、このデジタルデバイドの対策について、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

D Xを推進する上で、高齢者やデジタル機器の操作が苦手な方々への配慮が欠かせないものと考えております。このような方々が、デジタル社会から取り残されることがないように、デジタルデバイス対策に取り組んで行く必要があると考えております。

このため本町におきましては、生涯学習講座あしや塾において、スマホ入門講座や、スマホ実践講座を始め、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用した、高齢者向けスマートフォン利用講座の開設、それから住民課窓口に会計年度職員を配置して、役場のコンビニ交付自動交付機の操作など、高齢者やデジタル機器の操作に不安を抱える方々へのサポート体制を整えているといったところでございます。

引き続き、住民の皆様がその恩恵を享受でき、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に寄与できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、生涯学習課なんかでもですね、そういったことで、講座でかなりの多くの方が参加されてるかなと思いますし、そういった貸出しもやってみながらですね、町は努力していただいております。

ただ言えるのはですね、今後ですね、推進するに当たっては、さらに住民の皆さんに対してですね、そういった町が構築した、デジタル技術の取扱いに関しての、件に関してはですね、丁寧な説明とか必要な取扱いに関しての付与することに関してはですね、さらなるやっぱり政策がないと、なかなか、せっかく作ったのに、住民の皆さんに使っていただけない、理解されない、何のためにやってるかわからないってことがありますので、これは肝になると思いますので、これも早い時期にですね、やはりそういった人数の、多くの方がおられて、高齢者の方も使えない、できたら障がい者の方とかそういった方も含めてですね、格差がないように進めていただければと思います。

あとは、サイバーセキュリティについてもちょっと聞きたかったんですけども、時間がちよっ

と差し迫ってきましたので、次ですけど、次の要旨に移らせていただきます。

今後、重視する分野とそれから体制構築のロードマップについてなんです。実は芦屋町についてはですね、やはり小規模自治体に当たるかなと思います。そういう中で、DXを推進するに当たってはですね、大きな町に比べてやっぱり工夫が要るのかな、そういう面からすると、先ほど分野を3つに分けておられました。これ、どこを重視するかと、進め方もあると思うんですけど、一斉にやっぱり推進をすることは非常に難しいだろうと思うんです。その際、どこを重視してやるかと、優先順位を決めるということも十分考えられるんですけど、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

本計画におきましては、住民DX、地域DX、行政DXの3つの分野に分け取組を進めることとしております。この3つの分野において、どこに重点を置くかということは、本計画に明記はされておりませんが、行政DXにつきましては、いわゆるバックヤード改革でございますので、庁舎内ですら調整が整えば、進められるものも一定数あると考えております。

このため、まずはこの分野から取組を進めていくことになろうかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

それとですね、予算の方もですね、多くの予算をかけるってのはなかなか難しいかなと思うんですけども、先ほどもちょっと出てきたかなと思うんですが、この構築にあたってですね、広域連携それから共同利用についてのお考えをちょっと確認したいと思っておりますけど。

この点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

松岡議員の御指摘の通りですね、小規模自治体におけるDXの推進につきましては、専門知識を持つ人材の確保、それから高度化するサイバーセキュリティへの対応、多額のシステム投資など、単独自治体のみでは限界があると考えております。

このため、国が進めるシステムの標準化・共通化に合わせ、県や近隣自治体と共同利用、広域的な連携を検討し、コスト抑制と安定的な運営を目指す必要があると考えております。

しかし、国が進めるシステムの標準化・共通化にあたっては、各自治体がこれまで築き上げて

きた固有の運用ルールや、本町の実情に合わせた独自サービスの整合性が大きな障壁となっている実情がございます。

県や近隣自治体とのシステムの共同利用、広域連携の必要性は認識しておりますが、単なるシステムの入替えにとどまらず、職員の慣れ親しんだ業務フローの抜本的な変更や、移行に伴う一時的な事務負担の増大、現行システムとの機能差による住民サービスの低下も懸念されると言ったところでございます。

このため、共同利用、広域連携、広域的な連携に当たりましては、共同利用、連携すべき部分と、本町として守るべき部分を、慎重に見極めていく必要があると考えております。

すでに県が主体となって活動しております、ふくおか電子自治体共同運営協議会や、福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会などでは、システムの共同利用を行っており、コスト抑制につながっている事例もございます。

今後も、北九州連携中枢都市圏等の枠組みも含め、近隣自治体と情報交換を行い、共通の課題に対する解決策を模索しつつ、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

進め方についてはですね、それぞれバランスをとりながらですね、我が町だけでやれる、今までの業務のやり方もあるでしょうし、その辺りも含めながら、県とのそういったアドバイスを受けながらも、やっていければというふうに思います。

それから、今回のこの推進計画5か年計画になっております。パブリックコメントで、住民の皆さんから意見をいただいた中で、具体的な推進の計画工程表はないんじゃないかと。いつ誰がどのようにやって、どのように評価していくかというのはないということで、当然のことながら1回目ですので、そこまでちょっと踏み込んでおられなかったと思うんですが。やはり工程表は作らないと評価もできないし、どこまでいったかもわからないということなんですけど。

工程表について、どのようにお考えなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

松岡議員御指摘の通りですね、現時点で、この本計画には明確な工程表はございません。

本計画につきましては、芦屋町におけるDXの推進に向けた最初のステップとして、基本方針や推進体制を定めたものでございます。このため、まずはこの基本方針や推進体制のもと、町全

体として、具体性や実現性を高めるためにですね、取り組むべき課題や施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

分かりました。

最後にですね、町長は今回令和8年度の施政方針の中で、このDXに触れられております。最後にですね、町長の意気込みをここでお伺いしたいと思います。

町長お願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

答弁の機会を作っていただきありがとうございます。

現在、我が国全体で人口減少と少子高齢化が加速する中、本町においても、行政資源の最適化は避けて通れない喫緊の課題でございます。

DXの推進につきましては、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の業務プロセスの見直しを迫られるとともに、地域組織間での情報共有の重要性が一層高まったと感じております。

多様化、高度化する住民ニーズに迅速かつ効率的に対応していくために、デジタル技術の活用は避けて通ることはできません。本町の将来像である「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現や、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル社会の実現、デジタル化に向け、私自身がしっかりとかじを取っていく必要があると考えております。

本町につきましては、来年度の9月に、自治体情報システムの標準化・共通化の移行を予定しており、移行後はDXを本質的に進める共通の土台が構築されることとなります。

さらなる各部署の連携強化や、デジタル人材の確保、育成等に注力し、本町におけるDXを進めてまいりたいと考えております。

しかし、DXの推進はただ単に技術を導入するだけではございません。DXの主役は技術ではなく、あくまで人であります。職員一人一人が、デジタルを道具として使いこなし、住民の皆様がその恩恵を実感できる暮らしの質を向上させる、一助とするという視点を、大切にしていまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、DX推進において特に注視したいのは、生成AIのですね、目まぐるしい進化であると思います。これを生成AIが進化することによって、今までの、いわゆるよく

言われるのが、税務や会計のお仕事、そしてまたルーティンワークの事務の作業、こういった仕事が無くなるということが懸念されておりますが、これなくなるという意味ではなくてですね、これもしなくていいということだと思います。ということは、我々人がですね、そういうことをしなくても一歩上の企画、あるいはですね、創造的な仕事ができる環境になるということであります。

やはり、今後はですね、私マスタープランの教育のところについても申し上げました。今後はAIがますます進化していくのである、であるならばそれにみあった、しっかりとAIを使いこなせる、AIが進化してもしっかりと生き残れる、子どもたちの能力、教育においても、発揮していただきたい、教育に取り入れていただきたいということを申し上げたところでありますし、教育DXということも含めてですね、今後はですね、しっかりとしていかななくてはならないと考えております。

DX推進は、かなり必要なものでありますので、当町としても力を入れて推進してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

最後にですね、町長の本気度を伺うことができました。そういうことで、前進を期待しております。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは時間ありませんので、2件目に移らさせていただきます。

2件目はですね、障がい者等日常生活用具の新規導入についてです。現在ですね、この生活支援用具の話なんですけど、ICTの先ほどの話じゃないんですが、いろんなですね、デジタル機器関係が改善を図られて多くですね、用具が準備されつつあります。そういった中で、適切な導入を図られるべきだという視点で、今回伺いたいと思います。

これはですね、もう障がい者の方にとってはですね、地域で暮らす上で、そういった活用すれば非常に生活がですね楽であると、日常生活を営むことに関して障害を受けても、やっていけるという自信にもつながりますし、そういった中で、今後そういった規制がある場合にはですね、先行的に検討していただいて、給付していただけるようなシステムが必要じゃないかなというふうに思います。

それで初めにですね、要旨1ですけども、障害者等日常生活用具給付事業について、この事業とはどんなものか、目的、対象者、事業内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づきまして市町村が地域生活支援事業として実施しているものです。対象者は、障がい者や難病の人となっております。その方々の日常生活がより円滑に行うことができるよう、用具の給付、または貸与することによって、福祉の増進に資することを目的としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

それではですね、生活用具の中に、中じゃないんですけど、高齢者福祉関係の介護に関わる生活用具というのがあるんですけど、それとこの障がい者等の生活用具支援事業ですけども、この違いはどういったものでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今言われたとおり、介護保険制度にも、福祉用具の貸与や、購入費用の支給サービスあります。居宅サービスの一つとして位置づけられております。福祉用具の種類につきましては、介護保険法及び厚生労働省告示により、定められております。

一方、日常生活支援用具は、障害者総合支援法に基づきまして、市町村が必須事業として実施する地域生活支援事業となっております。具体的な用具の種目は、市町村で決定することができます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今あったようにですね、障がい者の生活用具なんですけども、今言った福祉関係、介護案件については国からそういった形で示された用具しか多分だめだと思うんですが、ここで重要なのはですね、最後に智田課長が言われたように、町の方で裁量は認められて、その要望については準備できると、そういったところにありますので、町の方で検討していただいて、要綱の中に入れることによって、その給付が可能になるというそういった特色があると思うんですね。

そういうこと観点からすると、先ほどのDXじゃないけどデジタル技術の推進に伴う技術が開発する中で、新しい用具がどんどん出てくるので、逐一やっぱそういった内容についても先行的

に検討して、障がい者の皆さんに給付できるようなシステムができたらいいのになと私は思っています。

そういうことからすれば、常日頃からそういった検討する仕組みとかいうものをですね、構築していただいて検討していただく、予算もあるしですね、金額のそういった制限もあるのじゃないかなと思うんですけど。

それではですね、用具の種類はどういったものがあるのでしょうか。またですね、今回先ほどの話じゃないんですけど、ICT機器を使った用具というようなものが実際記載されてるのか、お伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

日常生活用具の種類としましては、介護・訓練支援用具、自立支援用具、在宅療養支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費などがありまして、種目数でいうと43種類になります。

要綱に、ICT機器を活用した用具の記載があるのかということですが、具体的な機器名称が明記されているものではありませんが、対象となる機器の性能が定められております。その性能に合致すれば対象となります。

ICT機器を活用した用具と考えられるものとしましては、情報・意思疎通支援用具におきまして、障がい者向けのパソコンの周辺機器や、アプリケーションソフト、視覚障害者用読書器ではAIを用いた機器、視覚障害者用通信装置として、一般の電話機に接続し音声に変わり、文字で通信できる機器などがございます。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 8番 松岡 泉君**

すでに要綱の中にはですね、給付やるというふうな中で、もうICTに関しての取り入れられてるということですので、今後もそういった機器等が逐次導入されてもおかしくはないということとであります。

排泄管理支援用具についてですけど、要綱の中でそういった性能についての規定があるということなんですが、排泄管理支援用具についてはどのような性能が求められているのか、これは後から聞く関連で、機器がこんなものがあるということを御紹介したいので、それについてどのように記載されているのか、まずお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

排泄管理支援用具についてはですね、ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器の3つでございます。その性能ということでその一つを御紹介します。

人工肛門や人工膀胱のある人が必要となるストマ用具では、ストマ用品、関連用品を含むというふうになってまして、及び洗腸用具、腸を洗うという意味ですけど洗腸用具が対象で、障がい者が容易に使用し得るものというふうな形で定められております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今あった通りで、簡単に性能が書かれている程度ですので、何々ができるものと、利用できるものと、皆さんが使い勝手ができるものというような要件で、さほど厳しい要件じゃないのじゃないかなと思います。

それではですね、要旨2に移りますけど、事業の実施状況と課題についてですが、まず用具の利用実績と事業の課題はどういったものがあるのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

日常生活用具の利用実績としましては、年間40人前後の人が申請しております。令和6年度の実績を例としますと、年間36人が申請されていますが、そのうち29人が人工肛門や人工膀胱等の人が必要なストマ装具、5人が紙おむつとなっており、例年この2種類が大部分を占めております。そのほかには、毎年ではありませんが、視覚障害者用読書器や、ポータブルレコーダー、たん吸引機などの申請があっております。

事業を実施するに当たって大きな課題と考えているもの、これは特にはありませんが、ニーズの把握については当事者や支援者の方からの要望に頼っていること、用具の種類が多岐にわたっているため、全て周知することが難しいことなどがちょっと課題として考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

実績の方も結構あるのじゃないかなと思います。

次ですけれども、それではですね、日常生活用具の新規追加提案の仕組みはどのように構築されてるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

種目を新規追加するために、定例的な仕組みというものは特に定まっておりません。新規用具の追加につきましては、国が令和6年3月に障害保健福祉関係主管課長会議資料というものを発出しておりまして、日常生活用具給付等事業の適正な実施についてということが記載されております。その中で、市町村に対して、国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、当事者の意見の聴取によるニーズ把握や、実勢価格の調査等、地域の実情に即した適切な種目や基準額となるよう、定期的な見直しに努めるよう求められております。

これに基づきまして町では、国県からの情報提供のほか、障がい者の方からの要望などをお聞きして、その都度個別に用具の追加を検討しております。近年、新たに追加したものとしましては、A Iを用いた視覚障害者用読書器や、災害時の医療機器用バッテリーなどがございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

既にですね、I C Tを使ったそういった機器も、受け入れているということなんですけど。そういったですね、新技術I C T機器を活用した用具をどのような基準でこれを認めているのか、評価しているかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

新技術や、I C T技術に特化した評価の基準とかいうものも特に定めているものではございません。国が示す用具の要件としましては、障がい者が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるものか。障がい者の日常生活上の困難を解決し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるものか。用具の製作、改良または開発に当って、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及していないものか、などになっております。

また、多くのニーズがあるかどうかというのも、町としての判断材料の一つにはしております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

実施状況、それから課題についてなんですけど、今あった通りだってことなんですけど、課題についても大きなものはないということでもありますので、問題なくやられてるかなと思うんですけど。

ただ、これを使われてるニーズですね、使われてる方のニーズ要望とかそういったものを含んで検討もされているということでもありますので、ただ受入れるとなると、そういったニーズのもとに受入れが検討しているということなので、それがちょっと課題っていうか、主体的にこちら給付する側の意見がどうだということとはちょっとないってことなんで、今後は主体的にやっぱりそれも含めてですね、県との相談とか他自治体との受け入れる状況も勘案してやっていければと思います。

基本的に最後にですけども、新規生活用具の導入については適切に今のところ行われているという認識でよろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど言いましたように、国の助言にあるように、ニーズの把握や、実勢価格の調査を行っておりまして、地域の実情に即した適切な種目や基準額となるよう、都度、必要な見直しに努めておりますので、現状におきましては、適切に制度を実施しているというふうに、町として考えております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

それでは時間も差し迫ってきましたので、要旨3に移ります。

障がい者向けの排泄予測支援機器D F r e eについてでございます。まず初めにD F r e eについて、知っているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

D F r e eとはですね、超音波センサーにより、膀胱内の尿のたまり具合をリアルタイムでゼロから10で数値化できる機器になっております。その数値は、専用のタブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う人に

通知することができるものというふうになっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

D F r e eと突然言って何のことかわからないということで、町は知ってるよってことなんですけど、実はですね、障害者の方について排泄関係の支援器具なんですけど、排泄支援ってのはもう、障害者の方って生活の根幹になるということですね。それから、失禁は尊厳、外出、就労に直結しますし、家族介護の負担も大きいというような状況なんですけども。排泄支援分野についてもICTが入り始まって、今回D F r e eと言ったんですけど、これは失禁後の対応じゃなくて、要するに起こってしまったことに対して対応するわけじゃなくて、D F r e eというのはですね、予測型、先ほど言いましたように見守り型の支援機器なんです。だから尿の話なんですけど、そこで、ICTの機器で尿の状態を確認して、もう満杯になったよとかいうことを、障害のこどもたちに教える、またそういった器具をつけることによって判断できるようにするわけですね。だから、介護の方も、それを本人も分かるし、それを介護してる人にとっても今満杯きたなど、排出させないけんねとか、もう出るねとか、そういう話になると思うんですね。だから予測型の支援機器なので、今までとなくてやっぱり日中生活用具に合致したこの機器なんです、これD F r e eってのは。そういうことなんですけど、まだちょっと少ないかと思うんですけど全国的にこの機器が出回っているのは。今これ、どの程度広がってるか御存じでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

D F r e e、私も知ったふうな口で一番最初言いましたが、松岡議員の一般質問を見て勉強したところではございます。

D F r e e、令和4年に介護保険における福祉用具の給付対象として追加されております。全国的には、高齢者の使用実績も少しずつではありますが、増加しているふうには思います。

そしてですね、障がい者の分でございますと、令和7年4月時点で障害者の日常生活用具に加えている市町村は、東京都の港区と板橋区、埼玉県の行田市、山口県の下関市の4市区町村というふうな感じで調査したところになっておりました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ありましたように、導入してる自治体が非常に少ないので、すぐに回答は出ないかなと思うんですが、そう言いながらもですね、今説明しましたように、今までなく、そういったICTを利用した機器が、徐々に出回ってるって、そういったことで障害者の方、それから高齢者の介護についてもですね利用できる、特に障がい者の方でも、やっぱり仕事を持ちたいって自分自立したい、そういう中で自分では感知できないところを、このICTによって失禁することなく、事前に対応してですね、生活も充実して、そういった器具も出てくるのでですね、しっかりとその用具の選定に関しては、町の裁量があるということ先ほど確認しましたので、そういったことも含めてですね検討していただいて、要綱の中に入れていただければいいかなと思います。

それは最後にですね、こうした支援機器を日常用具として位置づけるための個別給付、それから試行的な導入を検討する余地がないのか、この点町としての見解をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど、全国的な使われようというところですね、介護保険でも追加されたというふうになっており、答弁させていただきました。

しかし、芦屋町における介護保険制度において、その排泄予測支援機器、購入、使用している人、こちら実績として今のところございません。先ほど、よその町の導入状況をというところもお話しましたが、他の自治体でも導入事例が少なく、当事者の使用事例も少ない、現時点ではちょっと導入効果の検証等、難しいかなというふうに考えてるところもございます。

今後はですね、他の市町村の導入の動向や、当事者の意見を注視しまして、その効果を検証するとともに、郡内の担当者とも意見交換を行うなど、調査研究、こちらの方は進めていきたいというふうには思っております。

なお、試験導入についてというところで御提案ございましたが、実施要綱におきまして日常生活用具給付の対象となる用具ごとに、対象者の障害の程度や用具の性能、耐用年数、基準額などを詳細に定められておるため、試行として取り入れることは難しいというふうにちょっと考えております。

また、仮に実績がなかった場合は削除するのか、他の用具で実績のないものは削除してよいのかなど、ちょっと問題が生じる可能性もございます。よって試行導入というよりは、しっかりとニーズの有無を確認し、効果を検証した上で、必要であれば、日常生活用具の対象に追加していくべきだというふうに考えております。

繰り返しになりますが、現在のICT技術の発展によりまして、障がい者の日常生活の向上に

資するICT機器を活用した日常生活用具は、今後ほかにも出てくると思います。町としましては、情報収集に努めまして、必要に応じて個別検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ありましたように、要綱があつてですね、なかなか試行的な導入は難しいと、それよく理解できました。ただし最後に申し上げたいのは、あくまでもそういった機器が逐次構築されるわけですので、改めて重ねて申し上げますけども、町の方が主体になりまして裁量がございますので、しっかりとそういった障がい者の皆さんにゆだねられるようにですね、取組をやっていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に7番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

皆様おはようございます。7番本田です。

一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

件名1、自治区加入率の低下と地域コミュニティについて。昨今の自治区加入率は、芦屋町に限らず、全体的にも全国的に低下の方向で進行しております。最も身近な地域とのつながりがある自治区との縁が繋がっていないことは、地域コミュニティの今後が危惧される状況となっているかと思ひます。

将来に向けて、芦屋町に住んでよかったと思えるまちづくりの基本となる自治区の現状と今後についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

10年前の平成27年度は、全世帯数6,124世帯に対し加入世帯数は7,000、すいません、失礼しました3,704世帯、自治区加入率は60.5%でした。そして令和7年11月

現在の数字ですが、全世帯数6,073世帯に対し、加入世帯数は2,938世帯、自治区加入率は48.3%です。この10年間で、自治区加入率は12.2ポイント低下しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今お聞きしました自治区加入率は48.3%であり、世帯数で表しますと全世帯数6,073世帯に対し、加入世帯数は2,938となっていますとのことであります。端的に言い換えれば、すでに町内の過半数を超える世帯が自治区に加入をしていない現状であります。

芦屋町役場で昨年開催をされました、第4回第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画審議会の議事概要録を見せていただきました。その会議が開催された際には、加入率の最新版である令和6年度の芦屋町自治区加入率が51.1%と記載をされています。この審議会開催後の最新の加入率の数字は、前々年度と前年の比較で2.8%の加入率の低下が進行しております。

さらには、この議事録の中で51.1%の水準が確保できれば妥当ではないかとの見解が示されておられますが、既にこの数字を確保することは、令和6年度と令和7年度のこの短期間のうちに困難な状態となっています。この数字は単なる統計ではなく、将来の防災、防犯、見守り、地域の支え合い体制そのものに直結する極めて重大な問題であると考えております。

このまま何の手も打たなければ、地域コミュニティの機能低下、ひいては崩壊につながりかねない、この加入率の現状、また過去からの推移について町としてはどのように認識、評価しているのかを伺います。

さらにこの状況に対して、町としてどの程度の危機感を持っておられるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、この加入率の現状と過去からの推移についてですが、残念ながら加入率低下に歯止めがかからない、ゆゆしき状況が10年以上続いているものと認識しております。

そして、加入率が50%を割った現状は、議員が御指摘されるように、地域の支え合い体制など、将来の共助体制に大きな支障が生じる可能性があるかと危惧しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

地域の支え合い体制の将来に、大きな支障が生じる可能性があるという危惧をされているということですが、この自治区の加入にはどのような効果や影響があるのかを考えてみました。

自治区は、これまで災害時の共助、高齢者や要支援者の見守り、防犯、防災活動、環境美化や地域行事、行政情報の伝達など、行政を下支えする重要な役割を担ってきました。現在町は、自治区をどのような存在、役割として位置づけておられるのかについてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町では、芦屋町住民参画まちづくり条例の制定や、住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための、基本的なルールと仕組みを整え、取組を進めてきました。

今後も、住民との協働や、地域コミュニティを推進していく中で、自治区は地域コミュニティの核となる存在として捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

それでは要旨の2に移ります。

次に、地域コミュニティの核となる、加入率低下がもたらす行政リスクについてお尋ねをします。

このまま自粛加入率がさらに低下をした場合、災害時における安否確認や初動対応、高齢者や独居世帯の孤立防止、防犯活動の継続、地域行事や地域文化の継承、そういった様々な面でどのような影響や課題が生じると、町は想定をしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

このまま、自治区加入率がさらに低下した場合に、町が想定している影響や課題についてお答えします。

まず、災害時における安否確認や初動対応についてですが、災害対応は、自助、共助、公助の連携が基本であり、災害発生直後の安否確認や避難支援においては、地域の共助が重要であると認識しております。また、平常時の見守りや声かけも、災害時の円滑な初動対応につながる基盤であると考えております。

しかしながら、自治区加入率がさらに低下した場合、顔の見える関係性が希薄化し、安否確認の迅速性や、確実性の低下が懸念されます。加えて、避難行動要支援者への支援体制の実効性の確保や、災害情報の伝達、避難所運営初動における地域の取りまとめ機能の弱体化により、公助の負担が増大する可能性もございます。

次に、高齢者や独居世帯の孤立防止についてですが、高齢者の独居世帯では、1日中会話する相手がいない場合が多く、その結果として、精神的な健康が損なわれるリスクが高まります。会話の機会が増加することで、脳の活性化が促進され、認知症予防にもつながると言われていますが、認知症予防の観点からも影響があります。ただ、自治区に加入して、活動に参加していれば、地域の中で自らの存在を示すことができ、仲間の目からも健康状態を把握してもらうことができます。一方、自治区に加入していない場合は、安否確認もままならず、最悪のケースですが、孤独死した場合でも、早期発見されない可能性まであります。このように、自治区の加入率がさらに低下した場合、高齢者の活動の場が減少し、結果として孤独感の深化や、健康問題の悪化を招く恐れがあります。

続いて、防犯活動の継続についてですが、ふだんの近所付き合いである挨拶や声かけなどの近所の目、この近所の目がある地域づくりが大切だと考えます。もし、自治区の加入率がさらに低下した場合、この近所の目が行き届かなくなり、地域の犯罪件数が増加する恐れがあります。

最後に、地域行事や地域文化の継承についてですが、地域の行事や文化は、地域住民のシビックプライドを醸成し、地域コミュニティの活性化に寄与しているものと考えます。しかし、自治区に加入する住民の割合がさらに低下した場合、まず、地域の行事や文化の担い手の減少が考えられます。過疎化や、少子高齢化が進む中で、若い世代が減少し、地域行事に参加する人々も少なくなります。例えば、地域の祭りや伝統行事は、多くのボランティアや参加者によって成り立っていますが、参加者が減ることにより、行事の縮小や廃絶にもつながります。これにより、住民が地域に愛着を持つ機会が減少し、地域文化伝承の機会が失われることとなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

なかなかですね、この要素が原因だと決めつけることが困難なことは理解ができます。ただ、このままにしておけない、できないっていうことも十分御理解できるかと思います。

そこで要旨の3に移ります。

自治区加入率低下の原因と把握についてをお聞きしてまいります。

まずは自治区に加入しない、あるいは退会する理由の把握について。現在約3,000世帯が

自治区に加入していない状況となっております。自治区に加入しない、または退会の理由について、町はどのような要因を把握、分析しているのか伺いたいと思います。特に会費負担への不安、役員のなり手不足、行事や活動への負担感、人間関係への不安、共働き世帯・子育て世代の時間的な制約、転入者・移住者との意識の違いなど、様々な要因があることは考えられますが、このことについて町の認識をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この答弁は、未加入世帯に対して正式なアンケート調査を実施していないため、一部の未加入世帯から伺った理由であることと、推察による要因分析であることを最初に申し上げておきます。

まず、既に長い間、自治区に加入していない世帯につきましては、自治区に加入する必要性を感じていない、不便を感じていないことが主な要因の1つであると捉えています。また、退会された世帯につきましては、区費の支払いが負担になっている、多忙や高齢などの理由により、役員や組長などを務めることができないにもかかわらず、輪番で断れなかった、回ってきた、などが主な要因であると捉えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今、お答えいただきましたように、正式なアンケート調査を実施されていないため、一部の未加入世帯から伺った理由からの推察による要因分析ということではありますが、別の観点から、若年層、子育て世代、単身世帯、移住者などで、加入率や意識の違いを把握されておられるのか、また、世代別、属性別に加入率や意識の違いを把握されているのでしょうか。

また、その分析結果を施策に反映できているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

世代や世帯員数、転入者ごとの加入率や、意識の違いは把握しておりません。このため、分析結果がなく、政策に反映しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

なかなか、調査アンケート等の未実施の項目について2つの質問して御回答いただくのは難しかったかと思うんですが、次に要旨4、自治区運営モデルそのものの把握についてお尋ねをします。

現在は、自治区の運営についても様々な形が存在しているようです。その中から、フルコミット前提の運営構造についてお尋ねをします。

現在の自治区運営は、加入する以上、役員や行事、活動に全面的継続的に関わることを前提とした、言わばフルコミット前提の構造になっているのではないかとことです。ここでフルコミット前提とは一言で言うと、自治区に入る以上、役員・行事・作業などに全面的、継続的に関わることを暗黙の前提としている運営モデルであります。このような前提を感じている住民も少なくないのではないかと思っているところであります。

この運営構造自体が、加入をためらう大きな要因になっているのではないかと考えておりますが、町の認識をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在、芦屋町では、定住促進奨励金、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金、子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金、移住支援事業補助金などの制度があり、いずれも自治区に加入し、毎年区長から証明をもらうことが、補助金申請の条件となっております。このため、新婚・子育て世帯や転入者につきましては、かなり高い比率で自治区に加入しているものと考えられます。

このため、自治区加入率の低下傾向の理由としては、フルコミット前提の自治区運営構造のために、新規加入者が少ないのではなく、退会者が多いことが原因ではないかととらえています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

この3月の時期は、各種団体等の役員交代が発生する時期となります。その中でも、各自治区の区長の後任を見つけることに大変御苦労されているお話をお聞きしております。

そのようなことから、役員負担と、持続可能性についてお尋ねをします。

役員のみならず手不足や、特定の人に負担が集中している現状について、町として課題の認識はあるのでしょうか。

また将来的に、自治区運営が立ち行かなくなる懸念についてどのように考えておられるのか、

お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

多くの自治区において、区長をはじめとする役員のなり手不足が生じている現状は把握しております。また、なり手不足のため、区長や役員たちが長い間留任しており、議員御指摘のように、特定の人たちに負担が集中していることも承知しております。

このため、将来的に自治区運営が不可能となり、解散する自治区が出てくる可能性も危惧しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

次に、要旨の5に移ります。

全国事例との比較についてお尋ねをしてみたいです。

他自治体の取組調査について調べてみますと、全国的には自治区加入率が高い自治体や、加入率低下に歯止めをかけた自治体の事例もありました。町として、そうした自治体の取組を調査・研究されているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先進自治体の取組につきましては、芦屋町区長会において調査・研究しているものと認識しております。また、それぞれの自治体・自治区において、状況が異なるため、調査研究はされているものの、どのようにして芦屋町に先進的取組を取り入れていくか検討されているものと認識しております。

町、行政の役割は、必要な情報提供したり、求められた支援に協力をしたりすることだと考えております。加えて、芦屋町では、自治区活性化補助金として、毎年700万円を区長会へ直接補助することにより、区長会の自治権、裁量を尊重しています。また、この補助金を活用して、区長会では先進地視察研修なども実施しております。もちろん、担当職員も同行し、一緒に研修しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

芦屋町への応用可能性についてお尋ねをします。

他自治体で行われている会費や役割の見直し、役員負担の軽減、デジタル回覧版の導入、行政サービスとの連動などについて、芦屋町に応用できると考えるものはあるのかについて、町の見解をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、先進自治体の取組につきましては、芦屋町区長会において調査・研究しております。自治会費の見直しや、役員負担の軽減などにつきましても、区長会や、各自治区でそれぞれ考え、判断すべきことと思われまます。ここで、個別の取組の中に、芦屋町で応用できるか、町の見解を示すことは、区長会軽視に当たると考えまますので、答弁は差し控えさせていただきます。御了承ください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

次に、要旨の6に移ります。

改善策、メリット負担軽減についてお尋ねをしてみります。

加入のメリットが、なかなか分かりづらいところがあるかと思いまます。そのような中で、メリットの見える化について、町として自治区加入のメリットを、どのように町民に伝えているのか、また特に転入者に対しては、加入案内や説明は十分に行われているのかについてお尋ねをしてみます。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在、環境住宅課地域振興・交通係の窓口において、転入者に対して自治区加入案内を行っております。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、芦屋町には、定住促進奨励金、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金、子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金、移住支援事業補助金などの制度があり、いずれも自治区に加入し、毎年区長から証明をもらうことが、補助金申請の条件となっていることを、窓口で口頭説明するだけでなく、補助金制度案内チラシもお渡ししております。

なお、転入者は複数の窓口で説明を受けるため、1か所の窓口で受ける説明が短時間で済むよう、簡潔な説明を心がけております。このため、自治区加入制の、失礼しました、このため、自治区加入の必要性を伝える際、わかりやすい例として、ごみ収集場所の清掃当番を説明しますが、災害時の共助や防犯見守り活動までは、窓口では言及しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

加入するメリットとして、行政施策との連動として、防災、見守り、子育て支援などの各種行政施策と、自治区加入との行政施策を連動させて加入する意義をより明確に示されるお考えはないのかについてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

行政施策と自治区加入を連動させる例として、分かりやすいのは、先ほどから説明しているような、自治区に加入することが、補助金をもらえる要件の一つとすることが考えられます。

ただ、法定の制度や、既存の町独自の制度などに対して、新たに自治区加入要件を追加することは難しいと考えます。そして、自治区に加入する意義を明確に示すためには、例えば、広報あしや令和7年6月号に、災害に備えて地域でつながりをつくろうという記事がありましたが、避難行動要支援者名簿の作成・活用のため、自治区への加入を推奨する一文を挿入しております。

このように、広報掲載記事の内容に連動して、自治区に加入する意義を繰り返しお伝えしていきたいと考えております。

このように、さらなる行政施策との連動ではなく、自治区加入意義を繰り返し周知していき、御理解をいただくことが大切であると考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

では次に、負担の軽減として、多様な関わり方を認める仕組みについて、従来のような全員同じ関わり方ではなくて、できる人ができるときに、行事や役割ごとの参加、短期間限定的な関与、イベント単位、役割限定での参加、そういったような、柔軟な参加形態を認める仕組みづくりについて町のお考えをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

本田議員御指摘のように、多様な関わり方を認める仕組みは、とても大切な仕組みと考えます。ただ、多くの区では、区民それぞれの事情を尊重し、柔軟な参加形態を認めていると捉えております。

私自身、自治区役員を務めていた際、家庭の都合などもあり、参加可能な範囲で関与していたと記憶しています。もし、さらに踏み込んだ、柔軟な参加形態を認める仕組みづくりについてお尋ねしているのであれば、それは各自治区でそれぞれ考え、判断すべきことと考えます。

そして、各自治区で検討した結果、新しい仕組みで自治区を運営することに対し、町として異議を唱えることはありません。むしろそこまで、検討・工夫された自治体に対して敬意を表します。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

町としての支援体制として、自治区の事務軽減負担や相談体制の整備など、町が今一步踏み込んで自治区を支援するお考えはないのかについてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、自治区の事務負担軽減についてですが、これは、区長会役員会や区長会、自治区活性化促進会議で協議検討しているものと捉えています。そして、事務負担軽減策で、町が協力、関与できるものであれば、前向きに検討したいと考えております。また、区長会役員会及び区長会の事務は、地域振興・交通係の職員たちでサポートしております。その関係性もあるため、平日頃より、区長さんたちから忌憚のない、率直な御意見や御要望、御相談をお伺いしていると認識しております。

加えて、自治区担当職員制度により、盆踊りの会場設営や餅つき大会など、人手が必要なイベントも支援している認識を持っております。限られた町の職員体制の中、現段階では、自治区に対してさらなる支援をする考えはございません。自治区は、名前の通り、住民が自ら治める区ですので、行政の関与は必要最低限であるべきと考えております。

ただし、自治区や区長会から、具体的なさらなる支援策の要望があった場合は、前向きに検討

していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

それでは要旨の7に移ります。

今まで、経過や課題をお聞きしましたが、このことから、想像できる将来像についてお尋ねを  
してまいります。

芦屋町ならではの地域特性を活用した地域ネットワーク構築として、芦屋町はコンパクトな町  
域、自然や海、顔の見える距離感といった特性を持っているかと思えます。こうした特性を生か  
し従来の自治区の枠にとらわれない、新しい地域住民ネットワークを構築する考えはないのかに  
ついてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町には、自治区の枠にとらわれない、様々な地域住民ネットワークが既に多数存在してい  
ると認識しています。

例えば、芦屋町文化協会に加入している多数の文化サークル、同様に、芦屋町体育協会に加入  
している多数のスポーツ団体、ほかにも、芦屋町郷土史研究会や、芦屋町砂像連盟、芦屋町国際  
交流協会など、町の特性を生かした地域住民ネットワークが多数あります。

このため、現段階では、行政主導で新しい地域住民ネットワークを構築する考えはございませ  
ん。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

様々なことをお聞きしましたが、自治区加入率は過去10年間で12.2ポイント低下してい  
ると、冒頭でお答えいただきました。

現在、加入率が50%を切っている現状から、まず、回覧版での情報周知について、地域の情  
報がたくさん満載された回覧版は、自治区加入者には回覧されているかと思えますが、既に半数  
以上の世帯が町の紙媒体の情報を目にしていない現状があるかと思えます。代替としては町のホ  
ームページを初めとして、新たな情報ツールがあります。フェイスブックやLINE、インスタ

グラムなど、情報は交通整理をするほど溢れかえっている現状ではありますが、毎月の回覧版には、簡潔に、必要にして十分な地域のあらゆる情報が記載されております。そのことは、芦屋町に住んでいる情報として必要なものと思っています。

今後10年間で同等の加入率の低下が起こった場合は、加入率が36.1%まで下がることとなります。このような事態となれば、防災、防犯機能の弱体化となり、災害時の安否確認や避難誘導が機能しなくなること、高齢者や単身世帯の把握が困難になり、防犯パトロールや見守り活動の担い手不足が進み、特に災害関係においては、実施防犯組織の低下は初動対応力の低下に直結することとなります。

また地域のつながりが希薄化により、顔見知りが減り、孤立世帯が増え、子どもを地域で見守る力の低下につながってまいります。今でも、自治組織は町と住民をつなぐ中間組織として、行政情報の伝達、住民要望の集約などを実施しております。

この自治会の組織が衰退した場合には、どのような代替組織があるのかなとも考えております。併せて、後世に伝えていく地域行事、伝統文化の継承の衰退は避けることができません。行事の縮小や廃止は容易に想像ができるところであります。地域行事は単なるイベントではなく、地域の縁をつないでいる長期的なコミュニティ機能の分断を招くこととなります。

また、結果として、役員1人当たりの負担がさらに増加をして、同じ人が毎年同じ役を担って、自治会組織を運営する悪循環となってまいります。その結果、複合的な問題が連鎖的に発生し始めて、地域課題が放置されることも考えられます。

このようなことから、今までの延長線上の施策とは異なり、少し視点を変えた新たな施策が必要な時期にきているのではないかと考えております。特に役員の引き受けをしていただける方が見つからないといったお声をお聞きする場面が、増えてきたことを実感している現状から、自治会の加入率の低下を食い止め、最低でも現状維持、希望としては加入率の向上を図る上で、起爆剤となる施策も必要ではないかと考えております。

前置きが大変長くなりましたが、30自治区の中から、自治会の加入促進のモデルとなるようなモデルケースの新たな支援・施策をされるのはいかがかなというふうに考えておりますが、この支援策について町はどう考えられるのか、お尋ねをいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

先ほどの答弁の繰り返しと補足になりますが、現段階では、自治区に対してさらなる支援をする考えはございません。ただし、区長会から、具体的なさらなる支援策の要望があった場合は、前向きに検討していきたいと考えております。

ただいま、本田議員が提案されたような、加入率向上のための起爆剤として、自治区加入促進モデルケースとなる自治区が選出され、社会実験のために、期間限定で新たな支援を試みることはあり得ると考えます。

いずれにしても、区長会からの要望が出て、その支援内容について協議検討してからの判断にはなると思われます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

自治区加入率の維持、向上を含め、町として人と人がつながる芦屋町を将来どのように描いておられるのか、貝掛町長の考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

回答がですね、お答えがですね、望んでいる回答になるかわかりませんがですね、答弁させていただきます。

まず、本田議員におかれましては、芦屋町最大の区である花美坂区で区長や副区長を長年務められ、また、山鹿小学校、芦屋中学校において、PTA会長などの役員を務めるなど、地域コミュニティにおいて長年キーパーソンを務められてきたことに敬意を表します。このため、一般質問におきましても芦屋町の地域コミュニティが希薄化していることに対し、強い懸念を抱いていることがひしひしと伝わってまいりました。

手前みそでありますけれども、私もですね、地元高浜16組、これ18年、19年前ですけども、もう随分と前に解散されてなかったわけですね。それを、高浜区長とともにですね、何とか自治区を活性化しよう、コミュニティを作っていこうということで、また再び16組を立ち上げた、立ち上げてまいりました。そしてまた、高浜にはその頃またこども会もなかったわけですね。そしてやっぱり何とか、こどもたち、そして大人たちの絆を深めていこう、区を活性化していこうという思いでですね、こども会を立ち上げたところであります。そして、その時に一緒に汗を流したのが今、ここにいる田中議員でございます。

そういった意味でですね、今、そういった活動した上で今、高浜のこども会、5代目か6代目ですかね会長、30人弱のですね、こどもたちを引っ張って立派なリーダーに育てております。これ、高浜の自慢じゃないんですけどもね、私がね、つまる、言いたいところはですね、やはり

リーダーを、地域のリーダーをですね、地域が育てていかななくてはならないのではないかと、私もですね、高浜区長さんからいろんな御指導を仰ぎながら、こども会を引っ張ってまいりましたし、こども会の後輩の皆さんにおきましては、いろんな助言アドバイス、応援とかをしてまいりました。やはり、老人会の方もそうです。いろんな方からですね、応援を受けながら、リーダーを育てて、育てていったといいますかですね、地域全体がやはり、担うリーダーを育てていくことが必要ではないかと考えるわけでございまして、芦屋町のマスタープランのキャッチフレーズに、人を育み未来につなぐあしやまち、ということでもありますけども、まさに、こういうことが、地域の活性化につながっていくのではないかと考えられます。

ちょっと答えになったかわかりませんが、つまる所、人を育てていくことが、地域を担う人材を育てていくことがですね、今後、自治区の活性化につながっていくのではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

本田議員。

**○議員 7番 本田 浩君**

今、貝掛町長ですね、地域に対する熱い思いを聞いて、大変力強く、心強く感じているところであります。

未加入世帯が自治区への加入をしない、または脱会する理由は様々ある中でも、大きく2点に理由が絞れるかなと思っております。自治会費の問題と、役員が回ってくること、この2点かと思っております。

関係諸団体と十分協議の上、現状を抱える課題解決に結びつくことを大きく期待いたしております。自治区加入率の低下は単なる組織の問題ではなく、将来の問題でもありません。自治区加入率48.3%という現実、今、対応すべき課題であります。

一例として、お隣の北九州市の自治会加入促進脱会防止活動事例集の最新版として、令和4年10月発行分を見ることができました。その中には、高齢化率53%で自治区加入率が91%の地区の紹介をはじめ、様々な自治区の抱える課題解決に向かうヒントが掲載されております。

繰り返しの内容となりますが、芦屋町の将来の安全、安心、活力に直結する課題であります。持続可能な地域コミュニティの再構築に向け、行政と住民がと共に支え合う仕組みを早急に構築すべきだと思っております。

このことを強く求めて私の一般質問を終わります。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時から再開します。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目に、軽油引取税の暫定税率の廃止による農漁業への影響について。

令和8年4月1日より、軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。現在、漁業用船舶などには、軽油1リットル当たり32.1円の免税措置が適用されていますが、このうち、17.1円分の暫定税率が廃止されることとなります。

暫定税率は、されると、免税額は15円に減少します。そして、暫定税率の17.1円が廃止されることと言って、燃料コストの削減が期待されていました。しかし、国は農漁業者には軽油引取税の免税とは別に、現在、1リットル当たり17.1円支給されている補助金は廃止し、漁業者用の軽油は17.1円上がりすると、全国漁業連合会から通達がありました。

そこで伺います。

1、令和8年2月1日時点の税込実売価格91.3円の軽油は、令和8年4月1日には、110.1円となります。農漁業者の生業に大きな影響となりますが、どう考えるものか伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

議員の御説明にもございましたが、軽油取引税の暫定税率1リットル当たり17.1円は、令和8年4月1日より撤廃される見込みとなっております。

また、今後影響を受けることが考えられる令和7年5月より実施されてきた、国の燃料油確定額引下げ措置におけるガソリン軽油に対する補助金ですが、目的は当分の間、足元の物価高に対応する観点から、当時の燃料油価格激変緩和対策事業を見直し、定額の価格引下げ措置を実施するとされております。なお、補助額については、最終的に暫定税率と同水準、1リットル当たり17.1円まで段階的に拡充するとされております。

次に、補助金拡充額の経緯でございますが、令和7年5月22日より、1リットル当たり10

円の定額補助が開始されました。その後、11月13日以降は10円から15円に、11月27日以降は15円から暫定税率と同水準である17.1円に補助額が段階的に拡充され、現在に至っております。

なお、この燃料油価格定額引下げ措置の期間につきましては、ガソリン・軽油の暫定税率の扱いについて結論が得られ、それが実施されるまでと記されております。軽油の暫定税率の撤廃に伴い、補助金も同時に廃止になる見込みとなっております。

このことから、予定通り暫定税率が撤廃され、補助金が廃止となれば、4月以降、軽油本体の価格の変動がなければ、現行よりも1リットル当たり17.1円の補助金に、消費税10%を加えた18.8円程度の負担が増すことになり、生業への影響はあるものと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

今、課長から説明のあった通りなんですけど、なかなか言葉で聞いてもですね、わかりにくいと思いますので、資料として暫定税率撤廃による、軽油価格の上昇についてというのを提出しますので、それがパソコンに、タブレットに提示してあると思いますので、これでちょっと説明したいと思います。

令和8年4月1日より、軽油取引税の暫定税率が撤廃されることになりました。

現在、漁業用船舶などには、軽油1リットル当たり32.1円の免税措置が適用されてますが、このうち17.1円分の暫定税率が撤廃され、同時に17.1円の補助金も廃止の予定ですということで、下の方のグラフがあると思いますけど、補助金なしの場合にはですね、軽油の値段の構成は、本体軽油が97.3円、そしてこれにですね石油石炭税が2.8円、そして、軽油引取税として、本則税が15.1円と暫定税率が17.1円足されています。

漁業者とか農業者の場合についてはですね、この軽油引取税が免税になっていますので、一番下に書いてある、合計として110円の値段です。しかし、これは先ほどの説明があったように、燃油が高騰する中で、国の方が補助金というのをつけまして、2月1日現在の補助金は17.1円となっておりますので、真ん中の補助金ありというグラフになります。これによってですね、軽油本体の値段は91.3円というのが現在、漁業者や農業者が免税を受けて、買っている値段となります。

ところが、暫定税率が廃止されるということになってですね、ガソリン税とか暫定税率の17.1円が廃止されたので、一時的には相当安くなってるんですよ。まだ漁業用のとか農業用の免税をしている部分についてはまだ暫定税率はついています。ただ、軽油引取税は免税であるという

ことです。

それが、令和8年の4月1日からですね、暫定税率は廃止されますが、本則税、石油石炭税は残り、軽油本体の値段は97.3円となります。しかし、これにはですね、補助金の17.1円が入っていましたので、この17.1円は国が補填してたんですがこれがなくなるということで、最終的には110.1円ということになります。軽油の値段自体はですね、値上がりはしてないわけなんですけど、ただその中の軽油本体の暫定税率の分が、国が補填していたものが今度は漁業者が補填しなきゃいけないということで、さっき言ったように、この分が負担が増えるということになります。17.1円に、これには消費税が入ってませんので、消費税が1.1倍になりますんで、ドラム一本2万5,000円の上の価格ということになります。

それで4月1日よりですね、暫定税率の廃止と同時に、補助金の17.1円が廃止され、漁業者の負担は消費税を含め18.8円増えることになります。ドラム一本当たり3,760円の負担が増えることになります。

芦屋町の漁業は、いか釣りが主流ですが、近年の温暖化により、秋のいか漁の漁場は、例年では隠岐の島周辺の30マイル程度でしたが、去年は50マイル60マイルと出るようになり、一晩で200リッターから300リッターを使用し、油代が2万円から3万円以上という、こういった状況が生まれるようになりました。燃油代が2万円から3万円になると、いか釣漁としてはですね、生業としては成り立っていかなくなっていく、そういった状況が生まれています。

漁業従事者からは、漁業者にとって燃油価格は一番の関心事、10年前に比べると約2倍となり、漁業許可経営を圧迫している。これまで様々な省エネ操業を努力してきたが、もはや自助努力の限界を超えている。これ以上負担が増えると、生業としては成り立たないと、悲痛な叫びが上がっています。

そういった点で、そこで2点目を伺います。

農漁業の燃油高騰に対し、自治体として燃油価格を引下げる支援を行っている自治体もあるが、町で価格引下げの支援を行うことができないのか、これについて伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

燃油に関する補助金につきましては、山口県長門市や防府市、神奈川県葉山町など、軽油やA重油の購入について一部補助金を交付している自治体がございます。また、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として、燃料費の補助を行っている自治体もございます。

芦屋町としましては、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として、町民への生活応援商品券の発行を行うこととしており、令和8年4月より使用できるよう現在準備を進めて

いるところでございます。

今回、議員御提案の燃油価格引下げの支援につきましては、申し訳ございませんが、今のところ具体的な支援の予定はございません。

現状としましては、今後の国県等の動向などに注視していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

今後の動向に注視していくということですが、4月1日から予定されている110.1円の予定販売価格は、現在の原油価格からの設定であります。原油価格の変動によって、燃料費は動いていきます。令和7年1月に109円だった軽油の価格は、昨年4月には117円まで上昇しました。その後、補助金が拡充されて現在の価格となっておりますが、2月の28日に、アメリカイスラエルがイランを攻撃するという、そういった暴挙が起きました。これに対してですね、イラン側は、ホルムズ海峡の閉鎖、こういったことが行われるということですね、今後さらに原油価格の高騰が懸念されています。先ほど帰ってNHKのニュースを見ますと、こういった問題について国会でも論議されており、ホルムズ海峡の閉鎖によって、原油価格、LNGのガス価格、そういったものが高騰され、物価高騰にもつながるということで、政府としてもこの燃油高騰の対策を考えていかなければいけないという、そういうようなニュースが入ってございました。免税軽油を使用している漁業関係者にとっては、補助金の廃止によって補助金の減少分と、そして今後予想される原油価格の高騰のダブルパンチで負担増になることが、本当に切実な問題として考えられています。

国は、日本人の動物性たんぱく質を補給するという大事な役割を担う水産業に対して、漁業者の経営安定を目的とした共済制度として、2010年に漁業経営セーフティーネットをつくり、漁獲量の減少や魚価の低迷、灯油や配合飼料の高騰など、不測の事態による所得変動リスクを軽減しようとして、このセーフティーネットが作られました。しかし、これに加入するには、積立金が必要なことや、制度が複雑で使いにくいことなどがありますが、価格の軽減により、どうか漁業経営が成り立っていました。

ところが、今回の突然の高市政権の補助金の廃止により、漁業者に大きな負担が生じることになります。今求められているのは、自治体による直接補填で、燃料価格の引下げです。先ほど課長からもですね、いろんな自治体の事例がありましたが、私も調べたところ、例えば長崎県対馬市では、1リットル当たり最大10円を引下げる漁業用燃油高騰対策事業を過疎債により、市の単独事業とやっています。また、高知県の安芸市では、原油価格の高騰による影響を受け、厳し

い経営環境に置かれている漁業者に対し、漁船1隻につき3万円の支給する漁業者原油価格高騰対策を実施しています。唐津市では、燃油価格高騰が長引く中、経営が圧迫されている漁業者に支援金を支給し、経営継続を後押ししています。市内の漁業組合に所属する漁業者に1経営体1隻、船内機船、これは普通のディーゼルエンジンとかを船内に積んでいる船ですね、これに対して、1隻5万円、船外機船に、これは船外機の載ってる小さいボートですね、これに対して1隻2.5万円を支給しています。県内でも、宗像市が市内の漁業者に対して、燃油高騰に伴う生産者支援としてA重油に1リットル当たり12円、軽油に10円補助しています。隣の岡垣町では、令和7年に物価高騰の影響を受けている漁業者を支援しますということで、岡垣町エネルギー価格高騰対策漁業者支援金を作り、支援金の上限を一人1隻につき10万円を上限として、支給するという事を行っています。

こういったですね燃油高騰の中で、様々な自治体が漁業振興のために施策を行っています。芦屋町では、漁業後継者育成として、町おこし協力隊事業の1つとして、新たな漁業従事者の育成を計画していますが、漁業が生業として成り立つことが前提となります。

そこで町長に伺います。燃油高騰という厳しい漁業環境の中で、様々な自治体が日本人のたんぱく源を補給するという重要な役割を持つ漁業への支援を行っています。町としてもこの間、漁業振興に力を注ぎ、取り組んできたことは大きく評価します。しかし、この物価高で燃油や資材が高騰する中、そしてまた今回のイラクへの攻撃、こういった中で、後継者を育成していくという上でも、漁業者の今を乗り切る対策が必要だとの声を受け止め、町として燃油への補填、さらなる検討が必要だと考えますが、町長はどう考えるのかを伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

町長。

**○町長 貝掛 俊之君**

今川上議員からですね、るる漁業者におけるですね、状況、漁業者の状況をですね、お聞きいたしましたけれども、本当にですね、深刻な問題であるということではですね、真摯に受け止めなければならないと思うところではありますが、今回、昨今の物価高騰は、農業漁業者もちろんのこと、全事業者にかかる燃料費をはじめ、材料費や人件費などの高騰、また一般家庭における食料費や光熱費など、住民生活においても様々な影響を及ぼしているところでもあります。

また、物価高騰対策としてですね、商品券の配布等を行っているわけですが、今回川上議員御提案の、漁業者、あるいは農業者に関して、燃油価格引下げの支援につきましては、申し訳ございませんが今のところは予定しておりません。が、先ほど御説明ありました中東のですね状況、これの長期化、あるいは食の安全、安全保障の観点からですね、国や県の動向も変わる可能性もございますので、そういったところをですね、注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後やっぱり、国や県の動向をですね注視していただくと同時にですね、先ほども言いましたように、自治体として独自でですね、そういった漁業への支援を行って、独自の支援を行っている自治体もあつてます。ぜひそういった点をですね、今後もですね研究しながら、この問題に注視していただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目のですね、町長のこどもからお年寄りまでが利用できる入浴施設の建設について伺います。

貝掛町長は、12月議会で町長としての初めての所信表明を述べられました。所信表明では3つの柱と、それを実現するための4つの具体的な施策を示していました。その中で、芦屋町を一步前にとして、こどもから大人まで安心して集える居場所づくりとして、小さなお子様からお年寄りまで、町民全ての方が利用できる入浴施設の建設などを目指しています、としています。

そこで伺います。1点目に、この事業の進捗状況はどのようになっているのかを、まず最初に伺います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

町長マニフェストに関する事業につきましては、川上議員から御説明がありました通り、令和7年第4回定例会で町長から所信表明されたところでございます。

御質問の入浴施設の建設につきましては、町の最上位計画であります、芦屋町総合振興計画を構成する計画であり、予算編成の基礎となる実施計画の事業に位置づけ、検討を進めることとしております。

今年度につきましては、マニフェストに掲げられた各種事業について、町長へのヒアリング、担当課の割当て等を行うとともに、早期に実現できるものにつきましては、令和8年度予算に計上し、実現に向けて取組を進めているといったところでございます。

しかし、本事業につきましては、場所の選定、運営形態、財源確保等、課題が多い事業でございます。このため、令和8年度に関連予算等の計上には至っておりませんので、次年度以降に具体的な検討を進めていく予定としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長もですね、まだ町長になられてから、そう時間もたっていないのでですね、なかなかそういった点では難しいところもあると思いますけど、ぜひですね今後のロードマップ、それから見通し、そういったところをですね、早く策定していただきたいというふうに思います。

やはり町長の選挙でのマニフェスト、所信表明でも位置づけられているのですから、任期の4年間の中でですね実現する、こういったことが求められておると思います。ぜひですね、そういった点では、実務をですね、総合振興計画の中についてこれを位置づけて、早急にですね、実現できるよう進めていただきたいというふうに思います。

それではですね、なかなかそういった中で、いろんなことを聞くのはなかなかこう答弁もしにくいと思いますが、2点目のですね、町長としてこれをマニフェストを作ったときの自分の思いとか、そういった観点からの構想と言いますか、思いはどのようなものなのか、具体的などが示されれば、お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

具体的な構想というところでありましても、本事業につきましては、私が選挙を通じて町民の皆様と交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で進めてまいりたいと考えております。

私としましては、マニフェストに掲げている通りですね、小さなお子様からお年寄りまで全ての町民の方が利用できる、コミュニティセンターを併設した入浴施設の建設を、目指してまいりたいと考えております。私の思いとしましては、こどもから大人まで安心して集える居場所を作りたいと考えております。座敷があって、そこでカラオケが楽しめる、そういった全世代の町民の皆様が集える場や機能を持つ、入浴施設が建設できればと考えておりますが、しかし担当課長からも答弁させていただきましたが、場所の選定、また町単独あるいは民間誘致といった運営形態、財源確保など、実現に向けては多くの課題がございます。

このため繰り返しになりますが、行政内部で十分協議を行った上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長のマニフェストにですね、掲げてあるところの内容については、私たち、議員個人としてもですね大変賛同できるし、そういった方向で動いていただきたいというに思います。まだ、なかなか具体的なこと出てないと思いますので、具体的なところが出たときに、後から何とかいろいろ変えるとか言ってもなかなか大変なんで、今も私がいろいろ調査したところとか考えている、そういった点をですね、ちょっと踏まえてもらいたいというふうな考えもあって、ちょっとこういったことを提案したいと思います。

かつて、厚労省が老人憩の家などに必要な施設として浴場を挙げて、各自治体に通達を出しており、それは今日も力を持っています。町は施設や設備の老朽化や、利用者の減少、家庭の浴室設置率が高くなっていることなどを理由に、3年後に老人憩の家を廃止することを決定しました。しかし、単身の高齢者が家庭において、1人で入浴することにはリスクがあり、多くの方に見守られながら入浴できること自体が重要です。

昨今の異常な物価高騰の中で、高齢者に対し憲法25条が掲げる、健康で文化的な最低限の生活を保障するという点でも、その重要性は増しています。入浴事業は老人福祉法に定められており、第2条では、老人は多年にわたり社会の進展に寄与した者として、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとしています。この精神からすれば、高齢者は敬愛されるべきもの、そして社会参加の在り方は、本人自身が判断すべきものです。皆で集い、入浴すること自体も重要な社会参加のひとつであります。現在、お風呂を利用されている方からも、今後も続けて欲しいという声が上がっていますし、一般の方からも誰もが利用できる入浴施設が欲しいとの声を聞いていました。そんな中で、町長がマニフェストにコミュニティセンターを併設した入浴施設を建設を掲げたことは大変歓迎するものです。

入浴施設、公衆浴場は、1968年には1万8,000軒ありましたが、現在では、全国で1,500軒余りとなっています。公衆浴場は保健衛生上の役割だけではなく、地域のコミュニティ拠点、観光資源、さらには地域活性化のツールとして、多様な価値を持っています。しかし、家族風呂の普及や、経営者の高齢化、施設の老朽化、経費の高騰、後継者問題等により、その数は減少しています。公衆浴場の利用者は、高齢者や男性が中心となっています。公衆浴場を持続可能なものとしていくには、女性や子ども、若い人たちの利用を増やすことが不可欠となっています。

現在、入浴施設には2種類あります。1つは、銭湯と言われている公衆浴場法で定められた一般公衆浴場です。元は、地域住民の生活を守る目的で、一般公衆浴場、銭湯が造られました。もう1つは温泉や娯楽施設を併設する特殊浴場、スーパー銭湯です。水巻町のいちょうの湯や北九州などで造られている大型銭湯です。2つの入浴施設の大きな違いは、入浴料金の設定です。ス

スーパー銭湯は入浴料の上限はなく、自由に設定できますが、一般公衆浴場は、県により上限が定められており、福岡県では改定されましたが、550円となっています。スーパー銭湯の平均入浴料は1,350円と高くなっています。高額なものは2,000円を超えるものもあります。また、一般公衆浴場には自治体からの様々な支援が行われますが、スーパー銭湯は自治体からの援助は受けることはできません。誰もが気軽に利用できることを考えると、一般公衆浴場の方が大衆的だと考えます。

1981年に公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律がつけられました。その中で、公衆浴場が住民の日常生活において、欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っているにもかかわらず、著しく減少しつつある状況に対して、特別措置を講じることとされました。

また、2004年の法律改正では、公衆浴場の役割として、公衆衛生とともに、健康増進や住民相互の交流の促進など、住民の福祉の向上が位置づけられ、国や地方自治体は、住民の公衆浴場の利用の機会の確保や、助成その他必要な措置を講ずることが努力とされました。

また公衆浴場にはですね、銭湯、そういった入浴に関しては、やはり驚くべき身体的・精神的・社会的効能があります。銭湯はですね、清潔を保持するための施設としてだけではなく、健康増進、コミュニケーションや、地域の高齢者の見守り、災害時などにも役立ち、観光資源としても期待されていますということで、これは石川の震災とか、そういったところでもですね震災後にお風呂に入りたいとか、また銭湯の意図とか、そういったものがですね、大きな力を発揮しています。銭湯における温熱効果の予防的・医学的意義に関する研究というのが出されていますが、この研究者の、阿岸祐幸北海道大学名誉教授は、銭湯の温浴による心身のリラックス、鎮痛効果や、適度の刺激は介護や福祉の面でも効果が期待できるなどとして、入浴温浴刺激による予防医学的効果を詳細に研究、その上で、今後の銭湯の在り方として、銭湯は地域に根差した日常生活密着型の住民へのサービスを提供できるが、銭湯のリフレッシュ効果、リラックス効果は家庭の風呂と比べて極めて大きいので、銭湯は地域のリラクゼーションセンターとして位置づけ、家族風呂のある人でも、積極的に利用してもらおう価値は十分にあると、健康づくりの拠点として活用するように提言しています。

また、生活習慣としての入浴を医学的に研究する東京都市大学早坂信哉教授は、銭湯は住民の健康を守る最前線基地と述べています。深い浴槽による温熱効果や、浮力効果が身体を芯から温め、高い天井や広々とした空間が気分を開放して、副交感神経のスイッチが入りやすくなる身体的な高揚とともに、一人暮らしの高齢者が増えているもとの、身だしなみを整え、銭湯へ出かける、入浴し人と出会い話をするという一連の行為が、精神的にも身体的にも健康を維持するのに役立っているとしています。

さらにですね、銭湯の利用度の高い人は、全く行かない人と比べて笑う頻度、幸福度、主観的健康感といった、健康指標が優位に高いこと。また、近所づき合いや社会活動参加でも活発で銭湯がソーシャルキャピタル、地域の人々の人的ネットワークを培養し、地域活性化への拠点となる効果も上げております。

また、今銭湯にはですね、やっぱり温泉もついていますし、サウナもついている銭湯も多くあります。最近はですね、サウナブームなども反映して、若い世代の銭湯利用者が増えています。大阪府内ではですね、銭湯一施設当たりの平均利用者数は2013年度以降増加傾向にあり、20代から50代の男性を中心に、サウナを目的とした銭湯利用が目立つことをあげています。シャワーを使うなどしてですね、交感神経の活性化とかそういったことにも役立っているということです。

それで一番ですね、自治体としてこういった入浴施設を公的に取り組んでいるのはやっぱり東京都です。東京都はですね、1968年には2,687軒ありましたが、2024年には430軒という、こういったふうに激減した中でも自治体としてもですね、財政措置をとるとか、主体性の尊重とか、そういったことを考えており、東京都公衆浴場活性化支援事業というのを開始しています。これは財政措置としては、年額10億円ぐらいの予算でですね、銭湯にてこ入れしてることです。また、取組もですね、高齢者に対して1回100円でできる敬老入浴所から、親子無料入浴デーなどを設定、脱衣所での健康体操、季節の野菜果実の販売、絵本の読み聞かせやミニコンサート、展示会などいろいろサービスとして展開し、利用者を増やして地域のコミュニケーションを上げているという、そういったことでも努力されてます。銭湯は、健康保持するという機能だけではなくて、先ほども言ったソーシャルキャピタル、地域住民の関係性やつながりを育む場でもあります。

町長がマニフェストに掲げる、こどもから大人までの安心して集える居場所づくりとしての入浴施設の建設を切に望むものです。

最後にですね、町長のこういった入浴施設建設に対する熱意を最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

熱意ですね、熱意はあります。

これからですね、この入浴施設、検討していくわけでありまして、これ様々な手法があるかと思えます。

今、川上議員がですね、答弁されたことにおいてやはり、高齢者の方への対応、そしてまた入

浴施設の料金設定、ここが一番キーポイントではないのかなと思っております。そういったものも含めましてですね、やはりこれは、財源を伴う芦屋町としても大きな事業になるわけでございます。そういったところからですね、やはりせいては事を仕損じると思っております。やはり公設民営で運営していくのか、あるいは指定管理制度を使っていくのか、あるいは民間に設置・運営をしていただくのか、様々な運営の形、やり方があると思えますけども、このことをですね、やはり職員の皆さんの知恵と、そして住民の負託を受けた住民の代表である議員の皆様のお意見をしっかりと聞きながら、私なりによりよいやり方といたしますか、道筋をですね、決断していこうと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ありがとうございます。1点ちょっと言い忘れましたが、東京都ではですね、銭湯が減っていく中で、小学校の空き地を利用して、新しく銭湯を造って公設民営でやっていって行くという、そういった自治体もあります。私たちも昨年、町営住宅の建て替えの問題ですね、東大阪市にちょっと調査に行ったんですけど、そこは町営住宅の直営から公設民営型に変えていってですね、大変活性化しているという、そういった点ではですね、私も基本的には直営でと強く言いますが、この銭湯に関しては公設民営というそういったことも考えてもいいんじゃないかと。だからやはり、経営をするという点になればですね、やはりなかなか難しい点もありますし、先ほど言いましたように、公設民営であって一般銭湯とするなら、自治体が財政的支援をすることができるというふうになってます。やっぱり今、どこもやっぱり厳しくてですね、銭湯が潰れていく時代ですから、特に芦屋町、人口的にも1万人ちょっとのところから、1つの銭湯を持続可能なものにするという点ではですね、なかなか大変な努力が必要だというふうに思いますんで、そういった形態もありかなというふうに思ってます。

まだ、緒に就いてばかりでですね、これからいろいろ検討されるでしょうが、ぜひ住民のですね暮らしと健康を守っていくためにも、やっぱりそういった、コミュニケーションの取れる入浴施設を早く建設することを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

通告書に基づいて、説明していきます。

件名1、二十歳のつどいの在り方について。

二十歳のつどいは、新成人が社会の一員としての自覚を深める、人生の節目を祝う重要な式典です。本年は、例年行われている町民会館ではなく、総合体育館サブアリーナにおいて実施されました。ついては、当該式典の意義及び今後の在り方について伺います。

要旨1。二十歳のつどいの目的及び位置付けについて、教育委員会はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、二十歳のつどいの目的及び位置づけについてお答えいたします。

二十歳のつどいは、芦屋町及び芦屋町教育委員会の主催で、未来を担う若者たちの成長と、社会参加を祝うことを目的に実施されています。

また、二十歳を迎える若者に対して、社会の一員としての自覚を促し、社会のルールや責任への再認識、未来への希望を持ってもらうことや、地域の方たちや恩師の方たちからの励ましや温かなメッセージを通じて、地域の中での絆やつながりを改めて感じていただく、地域社会における節目の行事と位置づけております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

近年、二十歳のつどい、いわゆる成人式について、行政が一方的に内容を決定する従来型の式典ではなく、当事者である新成人が主体となって、企画運営に関わる、実行委員会方式が県内外で複数自治体において、制度化されています。

それに基づいて、新成人主体の式典実行委員会の方式を採用している、県内の自治体の事例についてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

まず、二十歳のつどいなどの行事を実施する際に、実行委員会方式を導入している福岡県内の

自治体数について、毎年福岡県教育委員会が実施している、成人の日行事調査の令和7年度調査結果を基にお答えいたします。

令和7年度、つまり今年度は県内60市町村のうち、19市町が実行委員会形式を導入して開催しています。なお、実行委員会単独での主催はなく、市町村や教育委員会と共同で主催者となっております。

次に、実行委員会の内容ですが、方式を導入している近隣の市町に聞いたところ、実行委員は、その年に二十歳になれる方々で、公募や町内の中学校からの推薦などで選ばれている自治体が多く、開催までに6回から7回程度、会議を行っているとのことでした。また担っている主な役割は、自治体によって様々ですが、二十歳のつどいの式典や催物、記念品の内容の決定のほか、会場準備、司会、受付など、当日の運営に携わっていらっしゃるとのことでした。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

タブレットに、もう掲載しておりますが、御覧になっていただきたいと思います。傍聴者の方には、縮小版ですけれど、こういうものを配布しておりますので御覧ください。

これは直方市の公式ホームページに掲載されていた、二十歳のつどい実行委員会募集のチラシです。二十歳のつどい実行委員会とはとか、そういう形でホームページに出ておりました。

今60自治体のうちの19市町村と言われましたが、北九州市、行橋市、宮若市、大野城市、飯塚市、直方市、春日。それからみやこ町。それから東峰村もありました。それで直方市に問合わせ、教育委員会にですね。新成人主体の実行委員会を公募により組織し、企画段階から参画させており、募集要項及び公式サイトの内容を提示し、主体的運営を行っているとのことでした。みやこ町では、二十歳のつどい式典内で実施する、二十歳の主張の発表者を募集しているそうです。飯塚市教育委員会でも、先ほど言われたように、式典の内容、企画、司会、映像制作などを実行委員会が担っており、参加率の向上と式典の活性化につながっているというようなことを、言われていました。

それで、実行委員会方式の特徴及び意義についてですが、私は議員になって毎年来賓として出席させていただいています。いつも思うことは、芦屋町の行政主導型方式に対して、他市町村で行われているように、新成人主体の参加型の式典にすればいいのにな、といつも感じながら参列しておりました。

実行委員会方式では、単なる運営、手法の変更ではなく、若者の自主的参加を、制度的に保障する仕組みであると私は考えています。

教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、二十歳のつどいなどの行事を実施する際には、実行委員会方式を導入して、いろいろな市町がされているわけですが、特徴みたいところを、ちょっとお話させていただいてもよろしいでしょうかね。

まず二十歳のつどいを実施する際の、実行委員会方式を導入する、その特徴としましては、今妹川議員がおっしゃったように、若者たち自身が、主体的に企画運営に関わるということで、二十歳を祝うための式典の内容やプログラム、記念品や催物などを自主的に考えて、参加者が自らの意思で運営に携わることで、一体感や連帯感が生まれ、地域への愛着が深まるということが期待されます。また、リーダーシップや協調性、コミュニケーション能力を育む機会にもなります。

このような、実行委員会方式を導入することの意義として考えられることですが、第1に、行政が若者の主体性を尊重する姿勢を表すことができる点が挙げられると思います。また、若者が自らの二十歳を祝うイベントを自分たちの手で運営することで、地域社会の一員としての自覚と責任が芽生え、成長を促すことができ、将来的に地域を支える人材となる基盤を築く。人材育成の場となる点もあろうかと思えます。

さらに、様々なバックグラウンドを持つ若者たちが集まり、協力し合ってイベントを作り上げることで、異なる価値観、地域社会の多様性を理解し、尊重する意識を高め、協調性や柔軟性を身につける場となる、そのような利点もあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

私が考えているようなことをおっしゃって、ありがとうございます。

そのほかに、こういう実行委員会形式にしますと、企画部門を若者が担うことで、行政は調整支援に専念できるということも言われていますし、自分たちの式典という意識が生まれ、Uターン促進にも影響する。町外に出ている成人が、Uターン促進。自分たちが認められている。町から認められているということで、Uターン促進にもつながると。それともう1つは、若者同士の合意形成を育むために、式典中の混乱が減少するということも言われています。

次にいきますが、今おっしゃったように、非常に意義あるものであると、実行委員会形式になればですね。そういう意味で、3の、今後の運営方針及び見通しについてですけれど。

今年度から、教育委員会主催方式に終止符を打って、成人による実行委員会方式に移行したらいかかかなと思うんです。二十歳の、芦屋町の二十歳を迎える成人の中には、児童会、それから生徒会、学生自治会の役員を経験した人もいるでしょう。実行委員会募集があれば、参加する人はいるんじゃないかなと。そして自身の存在感、社会貢献、仲間との出会いをより良いものにするために、積極的に参加してくれる成人がいると思います。

そのために、教育長をはじめ、教育委員会職員の英知を発揮し、成人者、世話人とともに、二十歳のつどいを成功してもらいたい。成人者の主体性と共同性を培えば、そんなに難しい取組ではないと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長 本石 美香君

実は芦屋町でも、令和4年4月の民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられても、20歳を対象に行事を行うことを決めた際、従前の成人式から、二十歳のつどいに名称を変更することに併せ、実行委員会方式の導入を含め、式典内容などの検討を行うために、令和3年度に、令和4年、5年、6年度の、二十歳のつどい参加者対象の中から、無作為抽出の約200名の方にアンケートを実施いたしました。

このアンケートにおいて、実行委員として開催に関わったり、手伝ったりしてみたいですかとお尋ねしました。回答率は36%でしたが、この回答者の約93%が、そうは思わない、分からないでした。回答率も含め、この結果から、大多数が実行委員になることを負担に感じている、関心がないことが見てとられ、二十歳の当事者たちが望まない形であると判断し、実行委員会方式の導入を見送り、教育委員会の企画運営方式を現在継続することとした経緯があります。

先ほど実行委員会方式の意義について教育長が述べましたが、利点がある一方で、課題があると考えます。

課題の第1は、実行委員の選定です。実際に実行委員会方式を導入している自治体に聞きますと、毎回公募しても、委員が集まらないため、職員のお子さんなど知り合いに頼らざるを得ず、苦勞していることや、中学校からの推薦を求めるが、学校が卒業生に断られるなど、人選に苦慮されていて、学校への負担も増えているとのことでした。

第2に、式典としての平準化、役割分担の難しさです。各年によって、企画内容など、取組方に差が生まれてしまうことがあり、参列者から指摘を受けた導入自治体もあると聞いております。

二十歳のつどいは、行政として二十歳の皆さんをお祝いする場であり、毎年同水準を保つ必要があります。

実行委員の皆さんに担っていただく役割は、様々想定でき、また事前の準備段階において、行

政担当者の時間や労力も今まで以上にかかることが予想されます。どこまで担っていただくのか、精査しなければなりません。

繰り返しますが、二十歳のつどいを実行委員会方式で行うことは、確かに利点がある一方で、課題もあることを考慮しなければなりません。十分な準備と適切な運営体制の確立が求められます。二十歳の当事者たちが、実行委員についてどのように考えているのか。芦屋町にとってどの方式がいいのか、どの形ならできるのか。しっかりと精査し、検討するため、導入自治体の状況などをさらに調査・検証し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

先ほどのアンケートは、いつと言われましたかね。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

民法の改正に伴って、その前ですから、令和3年度に実施いたしました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

それから4年、5年経った状況の中で、社会情勢は変わってるんですよ。そういう過去のね、アンケートを持ち出す必要はないと思いますし、今の発言というのは非常に、消極的というかな、後ろ向きな答弁でしたね。

この実行委員会形式でやることの意義は、目的、今教育長も言われたようにね、それだけ素晴らしいものがあるということの前提に立って、今後どうしていくかということ、前向きの姿勢でやっていただきたいと思うんですよ。今のような発言だったら永遠と、今のような、それこそ議員の皆さんも列席されますし、区長会の皆さんも、列席されますけれどね。やはり成人が主体となったものに、やっていくべきだと思うんですよ。そうしていただきたいと思う。そういう検討を、前向きに検討していただきたい。

それで私はね、なぜこの実行委員会形式を提案したのかといいますと、1つ目は、時代的要請に照らした、制度更新の必要性を感じるからですよ。毎年座っててね、本当に面白くもない。もう少し、成人の皆さんがね、主体的にやるように、やればいいじゃありませんか。

それとね、2点目は、こういうものが届きました。二十歳のつどい参加者の保護者。芦屋町町

議会議員妹川征男様と。これは全議員に配布されたようですが。この手紙の内容については、本年度の、二十歳のつどいについて、式典の在り方について、問題提起がなされていきました。教育委員会と、この点については、その話について問うたところ、内容の多くは、事実と異なる点が見受けられますが、参加者や保護者の受け止めに、多様な声があることは事実です。こうした声に対して、当事者である新成人が、企画段階から参画する実行委員会方式をとれば、透明性の向上と納得できる有効な方策と考えたからです。

そして、今、先ほどの話の中で、完全施行というか、完全な施行をするためには、やはり制度導入に当っては、試行的実施を経ることが合理的なんです。すぐには、完成されたものはできません。これは、ほかの自治体でもそうです。

教育委員会主催のもとに、新成人実行委員会を設置した共催型の施行方式として実施し、制度検証の機会とすべきではないでしょうか。実施に当っては、公募開始時期、事務局体制、3番目に準備工程を示すことで、実施可能性の観点から再検討すべきです。

そして、もう今回は説明がありませんでしたが、町民会館が使用できないから、ということもあるでしょうが、総合体育館のサブアリーナでも、良いと思うんですよ。

つまり、準備期間の設計次第で、成功する可能性は十分にあります。教育委員会は、支援、調整機能に重点を置いて、新成人の創意と主体性を制度的に担保していけばいいんじゃないでしょうか。その効果としてね、参加率向上、行政効率化、透明性確保が保たれるということなんです。

再度尋ねますが、来年の1月、1月のね、10日かな。共催型施行方式による二十歳のつどいを、開催してはいかがでしょうか。若者の自主的参加を制度として保障することは、行事運営の問題ではなく、地域人材育成の一環です。芦屋町として令和8年度を、その制度導入の実証年と位置づけるべきではないでしょうか。芦屋町における、若者参画の制度化は、将来世代への責任であり、検討段階にとどめる理由は見当たりません。よって、来年の1月、いわゆる令和8年度、試行実施の年と位置づけるべきだと考えますが、教育委員会の明快な回答を望みたいと思います。

**○議長 辻本 一夫君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

先ほど妹川議員の御指摘のとおり、いろいろな制度設計、この部分が必要だと思います。お祝い事でございますので、手紙の方にも御指摘があった、いろいろな課題等も解決していかなければなりません。

ですので、十分な時間と、十分な準備と、適切な運営体制の確立が、先ほども申しましたが、求められると考えております。

芦屋町にとって、しっかりとそこを取り組んでいくためにも、いろいろな事例を調査・研究さ

せていただいて、それから検討をさせていただきたいと考えます。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

非常に残念です。もう少しね、日頃から教育委員会はアンテナを張ってね、そして、課長がどのような成人式、二十歳のつどいをやってるかということ、日頃からね、やっぱり身をもって考えていただきたいと思いますよ。

次に行きます。

件名2、国道495号線の冠水について。

昨年8月の豪雨により、国道495号線の一部が冠水し、車両の立ち往生が発生しました。はまゆう区から、同国道へ下りた左側が通行不能となり、右回りで山鹿重国の信号機から、県道水巻・芦屋線へ迂回しても、途中で通行止めになるなど、住民が町中心部へ移動できない状況が生まれました。

また、国道沿いの田屋、汐入川沿いの正津ヶ浜地区の田畑も冠水し、数日間に渡り、滞水が続きました。当該事象は、住民の生命、財産及び地域交通の安全確保に直結する重大な問題です。

当該地域の排水は、大字山鹿2521番地の用水路を経て、汐入川へ流下する構造となっておりますが、排水能力の不足、土砂の堆積、河川水位の上昇など複合的要因が想定されます。

従って、次の事項について、町の見解を伺います。

1、車両の立ち往生及び田屋、正津ヶ浜地区の冠水状況に関する現状認識ですが、災害時における通行止め路線の箇所数及びその運用の実態はいかがでしたでしょうか。

**○議長 辻本 一夫君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

お答えいたします。

昨年8月9日土曜日の夜から、8月10日日曜日、午後5時過ぎぐらいまで、降り続けました、線状降水帯に伴います、記録的豪雨により、町道を所管します都市整備課としましては、町内各所で道路冠水による、通行止めの対策に迫られました。

道路冠水箇所としましては、国道495号、田屋交差点からはまゆう団地バス停付近、それから山鹿小学校周辺、プール側の町道。県道水巻・芦屋線、総合運動公園入口交差点付近、トライアルゴーの周辺までですね。それから、ディスカウントストア、ドラッグコスモスから、北に伸びる町道。ボートレース芦屋外向発売所アシ夢テラスから、ボート場のタクシー専用乗り場にか

けての町道。国道495号、大城交差点からボートレース芦屋競技棟にかけての町道で、大字芦屋1448、環境整備センター前の町道などが主な冠水箇所でございます。

特に、山鹿小学校プール側から正津ヶ浜公民館にかけての、田んぼが広がる地域一帯で、道路冠水いたしまして、これを進入禁止とするための通行止めを何か所も実施したところでございます。

また県道水巻・芦屋線におきましては、警察の方も出動いたしまして、道路冠水に伴います迂回対応に努められておりました。議員御指摘のとおり、はまゆう団地下の国道495号、ここで車両が3台ほど立ち往生してございましたので、このことから道路管理者である、県土整備事務所の方に連絡を入れております。

現状認識としましては、豪雨による冠水被害が、点ではなくて、面で一気に広がっていったことから、道路冠水が各所で同時多発的に発生いたしました。また当日が休日であったこともありまして、私ども限られた職員で対応するのに苦慮したところです。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

2番目に入りますけど、田屋、正津ヶ浜地区の農地冠水は、いや本当、汐入川と耕作地の境界を消滅させるほどに深刻であったと。実は、私はそこには行けませんで、後から行った話なんですけどね。そして稲作への影響を含めて、もう稲作もちょうど成長の時期で、稲穂が出て、その稲穂が見え隠れするような、もう何というか、池というか、海のような状態だったんですよということをね。

これも町の方は、把握してると思うんですけども。被災農家への支援状況、被害状況。この辺について、どのように掴んでおられますでしょうか。

**○議長 辻本 一夫君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

農業被害ということで、お尋ねということになります。

昨年8月の豪雨に伴う農業被害ですが、町内の農作物、また設備等の総被害額というものは、把握できておりません。聞き取りなどにより把握している内容としましては、令和7年8月6日からの、大雨及び台風対応産地緊急支援事業、こういった補助金があるんですけども、そちらの申請にあたり、確認したところでございます。

申請は、4名。現在は、JA北九州が申請、主体となって補助金の申請を行っています。なお

この申請の補助は、3月に補助が確定して、交付決定される見込みで進めておりますが、実際の総額というのは、把握ができておりません。

特に、聞き取りをした内容でいきますと、田屋地区、芦屋も含まれますが、田屋地区の路地野菜、この辺りに大きな被害があったと伺っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

都市整備課の課長も言われたように、当該区域は小学校の通学路に指定されているところもありますね。それで、ガードレールが水没するほどであった。路面より70センチ、腰の、このところですよ。そして用水路が、1メートルほどありますから。だから、2メートル以上のところにあると。

もし、万が一、こどもがその通学道路で歩いてて、その日は、休みだったからよかったですけどね。児童の生命を脅かす、そういう状況、危険箇所であったということ。

それで、床上、床下浸水の罹災証明状況を含めて、何か所かあったようですけど。被災世帯の心理的苦痛に対して、そういう方に対して、町ほどのように向き合ってこられましたか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

今回の冠水については、8月9日から10日にかけての、線状降水帯が3回も発生するという、極めて特異な気象条件のもとで生じたものでございまして、当然想定できるようなものでもございませんでした。

それで、床上浸水1件と床下浸水が数件あったということでして、写真等を見ると、確かに心が痛む思いでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

時間が差し迫ってきましたけれど、この写真を見ていただいて、タブレットですね。この左下、タブレットの場合は、3ですけども。これは、はまゆう団地下の用水路です。2521番の用水路。この用水路は本流である汐入川に流れていく中で、先日農林水産係の職員の皆さんと、それから農業者の方と、数人で散策いたしました。これ一番上の水路は広いんですけど、途中で、

途中でボトルネック、いわゆる狭窄部、狭くなっているんですね。そして、中には水草、土砂が詰まっていると。これらが排水遅延の主因ではないかなと思うんです。

今後の浚渫計画及び構造的改善策を、どうするのかと思うんですけど、これちょっと時間がありませんので、時間があれば、後から問います。

それで、要旨の3です。

今回の、冠水の主因に関する原因分析の結果について、としています。過去、同僚議員から、数人の議員から類似指摘がありました。皆さん方も御存じだと思います。

私はその主因を、以下の3点に集約しています。1つ目は、維持管理の不全。用水路の浚渫不足による堆積物の放置ではないか。2、断面不足。用水路の拡幅、法面かさ上げの未実施。3、強制排水能力の限界。山鹿排水機場のポンプ能力不足と私は集約してみましたが、町はこの3点以外の阻害主因があるのかどうか。あるいは特筆すべき要因が存在するのか。そこについてお答えください。

#### ○議長 辻本 一夫君

総務課長。

#### ○総務課長 佐竹 功君

繰り返しの説明になるかもしれませんが、昨年8月の豪雨は、8月9日から10日にかけての線状降水帯が発生ということで、極めて特異な気象状況のもとで生じたものでございます。

昨年12月議会での一般質問の回答と重複しますが、具体的な数字で申しますと、航空自衛隊芦屋基地から提供を受けた観測データによりますと、9日から12日までの総降水量は524ミリでありまして、内訳は、9日が116.5ミリ、10日が289ミリ、11日が110.5ミリ、12日が8ミリでありました。

特に10日の289ミリは、同基地における観測史上最大の、1日あたりの降水量であったと報告を受けております。また10日の正午から13時までの、1時間雨量が60ミリ。17時から18時までの、1時間雨量が67ミリと、短時間に極めて激しい降雨が、継続したことが確認されております。

このような状況を踏まえますと、今回の冠水は、単一の要因によるものではなく、線状降水帯による記録的かつ集中的な降雨、急激な流入による用水路水位の急上昇、山鹿排水機場の排水能力を上回る流入量の発生など、複合的な要因が重なった結果であると認識しております。

原因究明については、今後は当該地域の地理的特性や、排水構造の脆弱性、記録的降雨時に顕在化する課題などを整理分析し、必要に応じて専門家やコンサルタントの知見を活用しながら、科学的根拠に基づく検証を進めていかなければならないことだと、そういった必要性があると考えておるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

線状降水帯で、異常な豪雨であったということはもう分かっていますよ。それを聞いてるわけじゃない。そういう状況であってもね、今、過去に何人かの議員さんから指摘を受けた、それをまとめたところ、その3点がありますよと。その3点以外に何か、ほかにありませんかと聞いているわけ。だったらそれは、線状降水帯の豪雨だからというのを、分かったうえで聞いている。だから、ほかにありませんかと聞いているんですよ。だからここで、答えられなかったのかなあ。私の質問に対して、答えにはなっていない回答をされたとしか思えません。

次に行きます。

それで、要旨4、排水路の浚渫・改良及び国道495号線の排水改善等の、対策の具体的な内容並びに実施時期について。

大変な質問かも知れませんが、排水路の改良及び国道495号線の路面冠水防止に向けた短期的、中期的な整備計画並びに抜本的な浸水対策の具体的実施スケジュールについて、実施時期を明示されたい。

もうこれは、去年の線状降水帯の豪雨は、もう想定外ではありません。もう想定内ですよ。こういうことを考えたときに、今言った、そういう、短期的、中期的でもいいですから、整備計画を検討すべき時期にきてると思うんです。そういうものがあるならば、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

水路の浚渫・改良及び国道495号線の排水改善の対策の具体的な内容、並びに実施時期についてということでございますが、国道495号線の水路は、農業用水路となっており、本来の役割がございまして、降雨の際には、当該水路は、はまゆう団地下から正津ヶ浜を經由し、汐入川へ雨水を排出する経路となっているのも事実でございます。

昨年8月の豪雨により、用水路の浚渫・改良等、こちらについての御質問だと思いますが、現段階で具体的な改良等の計画はまだできておりません。前回の豪雨の教訓より、国道495号線の排水改善のみならず、被害のあった山鹿地区全体の状況を踏まえ、先ほど総務課長も申しましたけども、検証等が必要だと思っておりますし、その分析を行い、排水改善などの効果的な対策を検討していく必要があると思っております。

その検討結果に基づき、国道495号線の用水路も必要に応じた改良・改善等の検討を進めて

いくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

長期的な、長い取組になると思いますけれど。山鹿地区、特にね、正津ヶ浜の方々の悲痛な声を聞いて、これはもう早急に取り組む必要があるなと思ってます。

それで、はまゆう地区の孤立時における住民支援等緊急対応についてですけど。これは、はまゆうの場合は、約60世帯が孤立した。これ、しましたけど、やはり床上、床下浸水に見舞われた正津ヶ浜地区において、発生時の情報伝達や物資支援、救助体制は適正に機能したのか。それが、救助体制まで至らなかったのか分かりませんが、今回の教訓を踏まえて、孤立化対策の強化方針を伺いたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

はまゆう区につきましては、ハザードマップ上、一部が浸水想定区域に含まれており、想定浸水深は50センチ未満とはされておりますが、地区の大部分は、高台に位置しております。しかしながら、地区の出入口が実質1か所であるために、接続道路が冠水した場合には、孤立が生じるおそれがあることは認識しております。

このため、町といたしましては、まず孤立状態に至らない段階で、適切な避難情報を発令し、住民の早期避難行動を促すことが、最も重要であると考えております。

なお、避難とは、必ずしも避難所への移動のみを意味するものではなく、難を避ける行動全般を指すものでありますので、激しい降雨時や夜間において、外出が危険と判断される場合には、自宅2階への垂直避難等の、自宅内での安全確保も、有効な避難行動となります。また、浸水や土砂災害の危険がない場合に、自宅待機が最も安全な場合もございます。

その上で、緊急時の対応といたしまして、消防団の機動的出動体制の確保、遠賀郡消防本部へのリエゾン派遣要請による救助即応体制の構築、通行止め情報等の迅速な情報発信などにより、住民支援体制を確保いたします。

さらに、仮に町単独での対応が困難な、そういったケースが生じた場合には、陸上自衛隊等の災害派遣について、自衛隊法第83条に基づき、県を通じて速やかに要請するなど、あらゆる公的資源を活用し、住民の生命保護を最優先に、対応してまいりたいと思っております。

最も、公助による救助活動は、一定の時間を要しますので、皆様にも自助の観点から、備蓄に

努めていただくなど、自助・共助・公助、全てにおいて重要になると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

このタブレット、ないしは傍聴者の方、御覧になってください。これは地元の方から、大分水が引いた状態での写真と言われてました。これももうガードレールが、頭が少し見えますけれど、ガードレールが見えなかったというような写真です。床下浸水が6と、床上浸水1と。この家に行きました。もう怖くてたまらなかったというような悲痛な声。思い出すだけでも、もう怖いと。どんどん浸水してくるんじゃないかと思いながら、家の中に閉じこもってた、ということでした。

それで要旨6、国土交通省山鹿排水機場の排水機能の現状について。

私は、町から要望書と回答書をいただきました。それで、山鹿排水機場の機能強化に向けた国、県への働きかけについて、町は令和元年度より、累次にわたり国に対し、ポンプ施設の更新、増強を要望しておられますが、町への回答は、予算の制約や、床上浸水の実績不足を理由とした、消極的なものにとどまっています。

こういう重要な書類を、写真も入って、シミュレーションのものもいただいて、じっくり読ませてもらいました。その中であって、私が思うには、なぜ町の要望書の中に、見た限りで言えば、被災者の悲痛な生の声が載ってないんですよね。現場の切迫感というか、そういうのが欠落していたのではないかと。

今後は、こういう声を入れて欲しいな。でないと国土交通省は、国は、県は、こんなのどこでもありますよというような形で回答してくるだろうと思います。ぜひ、今からでも遅くありません。これをもし、県や国に要望書を、陳情書を出すとするならば、生の声を、またそこの地域の方々が写真を撮ってると思うんですよ。そういうものを取り入れて欲しいなと思います。

それで、その後の前町長によると、国、県に対する協議以降、直近5年間での進捗と、昨年の災害実績を踏まえた、新たな陳情、要望の予定はあるのか、いつ行うのか。もう早くしないと、6月の梅雨入りが始まります。

その点、どう考えておられますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

まず、正式に要望書を波多野町長のときですが、令和2年に要望書を町から国交省の方に、上げております。それで文書による回答がなされたやつを、持たれているとおりです。

その後は毎年予算の説明に、遠賀川河川事務所長が町長のところにみえられまして、その折に、毎回町長の方から同様の内容、ポンプの能力増強、山鹿排水機場のポンプの能力増強について、要望を口頭ですが、毎年されておりました。

今後のことですが、今回の8月の豪雨の被害を受けまして、町長のマニフェスト等にも防災の強化がありますが、山鹿排水機場の能力向上もあります。それを受けまして、浮田課長と先月、遠賀川河川事務所長の方に訪ねて行ってまいりました。今度も被害に遭いましたので、要望したいと思っているという旨を伝えましたところ、今回の8月の豪雨被害、特に山鹿地区なんですけど、豪雨被害の検証、これをしっかりまずやっていただいて、その検証結果を基に、国、県、それから町の方で、何をどこまでできるのか、どういった対策をとったほうが有効であるのか、それをそれぞれ3者で協議しましょうと。まずは検証をしっかりしていただいて、その検証データを持ち寄って、それに基づいてしっかり話をしましょうと。要望は、その後ですね、することになるかと思います。まずは検証が必要だということです。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

そういう災害の被害状況を、実態を把握して分析して、そしてどう対処するかという、今言われた検証ですね、それが大事だと思いますから、そういう方向にやっていただきたい。

また国、県に対してはね、科学的分析に基づいたデータと、被災実態をパッケージ化して、より説得力の高い、要望を行っていただきたいと思います。国、県に対してね。

それで、7番目に入りますが、住民の安全確保の観点から、抜本的対策の必要性について。

今は、地球沸騰化という時代です。防災の考え方の転換については、線状降水帯が常態化する中、これまでの想定では通用しません。

住民の安全を担保するためには、以下の3点をパッケージとした、抜本的対策が不可欠だと思います。まず1点目は、汐入川及び主要支線路の徹底した浚渫をやっていただきたい。2つ目、用水路の拡張、かさ上げによる貯留と流下能力の向上。非常に予算がかかりますけれども、生命、財産を守るためには、こういうこともお金を使っていただきたい。3番目、山鹿排水機場のポンプ増設による、強制排水機能の抜本的強化です。これはもう皆さん方も、皆、このことは考えておられると思います。

それで、これらに対する町長の決意ですが、町長もマニフェスト、それから所信表明において、

山鹿地区の冠水対策を図るため、排水ポンプの能力向上を、県、国に働きかけると表明されていますね。また町長は長年、消防団員として現場の最前線で活動されておられました。山鹿地区の悲惨な状況を、誰よりも熟知されていたはずですが、この惨状を、想定外と一言で終わらせず、そう思っておられないと思うんですが、政治生命をかけて、国、県を動かしてほしい。

簡単でいいですので、ちょっとまたあと2つ3つありますので、簡略にお願いします。

**○議長 辻本 一夫君**

町長。

**○町長 貝掛 俊之君**

今回の豪雨に関して、ちょうど、町長選、選挙前でありました。その状況も、私消防団として、どういったものかということ、目の当たりにしております。そうしたことから、当選、間もなのまま、国の方に、口頭でありますけども、要望したところであります。

先ほど妹川議員おっしゃったように、長年波多野町長が、何度しても、なかなかできないことでもあります。やはりこの排水機場を、そしてそれにまつわる山鹿地区の冠水、そしてまた栗屋の方も、冠水しているんですね。こういった町全体をみなして、どうしたら、この防災対策の強化になるかということ、本当にひしひしと、私考えているところでありますけども。

ちょっと長くなりますけども、やはり政治とは、言葉がよく浮かぶんです。政治とは、情熱と判断をもって、硬い板を、指でグリグリと粘り強くこじ開けていく作業だと。マックス・ウェーバーの職業としての政治という中での著者でありますけれども、本当に今、その言葉がしみるわけでございます。

私もしっかりと、この山鹿排水機場の能力アップ、あるいは山鹿の地域の冠水対策、栗屋地区の冠水対策、それにおきましては、しっかりと、時間もかかります。粘り強く、改善、努めてまいります。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

私、今のような力強い決意発言に対して、前向きに私たちも、考えていく必要があるんですが、前町長も、そのような話の中で、議員の皆様方の御協力もいただきたいというような発言もあっておりますね。

それで、私は思うんですけれど、2点、提案したいと思います。これは執行部のみならず、これは議会とか、農業団体、そして区長会が一体となった、オール芦屋。オール芦屋での、要求行動を展開する、そう考えておりますんで。

町として、その基盤構築に動く意思があらわれるかどうか。我々議会としても、やり方はいくつかあると思いますね。決議文とか意見書とか、そういう方法もあるでしょう。こういう、皆さんの生命、財産を守るというようなことを考えたときは、意見書とか決議文を出すという方法もあるでしょう。執行部は、執行部内です。そしてもう1つは、農業団体、区長会。そういうような方々にも、働きかければ、区長会の皆さんも喜んで賛同されていくだろうと思うんですけども。そのことについて、町として、引っ張ってってもらいたいと思います。

もう1つは、住民への説明責任です。今私が、ここの被害に遭ってる方々に、床下、床上の方、それからもう、床下浸水まで届いてるようなところまでいきましたらね、役場の職員の皆さんは、それなりに、電話連絡とか、来られた場合もあるんでしょうけど。やはりそれは、その方だけじゃなくて、多くの方が非常に心配されています。

そういう意味では、被災住民のほか、ほかの方も常に不安と背中合わせですよ。だから今後の対策方針については、正津ヶ浜区、特にね、正津ヶ浜区、田屋地区、栗屋もあるでしょうが、住民説明会、懇談会を開いて、直接対話を通じてね、安心感を提供すべきではないかと、それをつくづく思いました。

貝掛町長も、現場に赴いて解決していく、そういうようなお考えでしょうから、開催する予定を考えていただきたいと思うんです。

この2点について、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

まず1点目、議会、そしてまた農業団体、区長会、三位一体となって、そういった町全体として、陳情ということでもありますけども、これのやり方については、可能かどうか、検証といいますか、検討をしていきたいと思っております。

そしてこの被災に遭われた方、近隣の、例えば田屋地区とか、そういったことを、皆さんに安心を与えるために、こういった場合においては、住民説明会といいますのも、しっかり今後検証してまいるわけでございますので、何が原因で、どういったことが原因でこういう被害になるのか、どこが危ないのか、そういった検証は今後していきますので、そういった形の結果が出れば、そういった本当に被災されるような場所の方には、住民説明会といいますのを、していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

被災された方には、役場の職員の皆さんが対応されたと思うんですけど、それ以外の方々も、非常に心配されてますから、そういう懇談会なり説明会を、今後の状況なんかを説明されることで、生の声が聞けるんですね。生の声で聞こえた内容を、またそれが、その検証として、国、県に出す場合に、その要望書を出す際の資料にもなるんだろうと思っています。

もう1つね、聞きたいことがあったんですけど。災害対策基本法に基づく芦屋町防災会議には、町長の諮問に応じて、芦屋町の地域に関わる防災に関する重要事項を審議することと、明文化されてますが、昨年に限らず、そういう問題について審議したのか。町長は、芦屋町防災会議に諮問したのか、また審議したのか。それはもう該当しないのか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

ちょっとそこ聞きたいです。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

終わりました。

○議長 辻本 一夫君

時間がきました。

○議員 10番 妹川 征男君

回答をお願いします。回答。時間がきたから、回答をお願いします。簡単に回答をいいんじゃないですか。時間内に終わりましたから。

○議長 辻本 一夫君

回答まで入れて時間です。

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、15時00分から再開いたします。

午後2時44分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に1番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

1番、長島です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

件名1です。海を生かしたまちづくりと、町の将来像についてです。

私はちょうど、10年前、初めて芦屋町を訪れました。遠賀町、ゆめタウン側から北上し、オートレース芦屋を左手に見ながら、芦屋町に入ってきました。正直に申し上げますと、海の町と聞いて訪れたのですが、海の気配を感じる事が、なかなかできませんでした。この先に本当に海があるのか。そう思いながら役場まで来たことを、今でも覚えております。これは批判ではありません。ここは、当時のよそ者目線。初めて芦屋町に来訪した、一訪問者として当時の率直な意見ということでお許しください。

私はかつて関東に住んでおり、フォトグラファーをしていましたので、仕事ではよく、神奈川県湘南海岸や、千葉県九十九里浜などを訪れておりました。海に行く道中の町を抜けた瞬間に、海へ近づいていく高揚感などをよく感じていました。風の湿度が変わり、建物の色や、明るさが変わってくる。サインゲートなどの、看板の雰囲気が変わる。道路の造り方、また抜け感などが変わる。海が近づいてきたなあと、理屈ではなく、空気で感じる、自然に感じられる設計がされていたように思います。

福岡県でいえば、糸島なども同様ではないでしょうか。海岸線を走る道路、視界が開ける景観。しかし、私たちの町、芦屋町には、糸島や湘南のような海岸線の道路はありませんし、地形条件も違います。町の一番奥の奥に行かなければ、海にたどり着かない地形です。

移住してから10年もたちましたが、いまだにあまり海を感じられるまちづくりになっていないような気がしております。だからこそ、海が見える場所だけで勝負するのではなく、海へたどり着く前に、町の玄関口、幹線道路、町中、住宅地、公共施設などで、ここは海の町であると感じさせる設計が必要なのではないでしょうか。海はあります。存在もしております。しかし、海の町は自然には生まれません。設計しなければ、生まれないと思っております。その問題意識の基、以下質問させていただきます。

本町は玄界灘に面し、潮風とともに、歴史を重ねてきた町です。町長は海を生かしたまちづくりを掲げ、レジャー港の開業もすぐそこです。

しかし現在まで、公共施設の外観や色彩、道路空間の雰囲気、植栽の在り方、サイン計画などが、それぞれ個別に整備されてきた側面はあるものの、海の町としての統一的な空間デザインが、明確に打ち出されてきたかといえば、まだ十分とは言えない気がしております。

今後10年、20年先の芦屋町の姿を描くため、将来的な方向性をそろそろ決める時期なのではないかと考えております。海を生かしたまちづくりを推進し、芦屋町を海の町としていくので

あれば、空間デザインの検討などを本格的に開始すべきと考えますが、町の見解を伺います。

要旨1です。そもそも芦屋町が、海の町としていくのか。本町の将来的な方向性について、お聞かせください。総合振興計画などの最上位計画において、海はどのように位置づけられているのかなど、方向性を明確にしなければ、空間設計も始まりませんし、施策も迷うのではないのでしょうか。町の将来的な軸についてお伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長 本郷 宣昭君**

芦屋町として、海を軸にまちづくりを行っていくのかということですが、芦屋町にとって、海は重要な資源と考えております。

しかし町の最上位計画であります、芦屋町総合振興計画等におきましても、海を軸にしたまちづくりを行うということを明示したものはございません。芦屋町といえば、海というイメージを持っておられる方は、町内外でも多くおられると認識しておりますが、芦屋町には古い歴史を持つ、寺社仏閣や文化財も多く、芦屋町を代表する芦屋釜をはじめ、歴史文化も町の重要な資源であることは、御承知のとおりでございます。

このため、海を軸としてまちづくりを進めていくということではなく、海もまちづくりの重要な軸の1つと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

長島議員。

**○議員 1番 長島 毅君**

海も重要な資源の1つであり、軸の1つとおっしゃってくださいました。

私も歴史や文化、とりわけ芦屋釜の存在は、本町の誇るべき資源であると考えております。

しかしながら、それぞれを個別の点として生かすのではなく、海、歴史、文化、景観、暮らしを一体の面として結びつけ、町全体を1つの物語空間として再構築していくことこそが、これからのまちづくりに求められているのではないのでしょうか。

例えば、芦屋釜の背景には、中世における港町としての公益の歴史があり、海と文化は本来切り離せない関係にあります。つまり、海か歴史かという選択ではなく、海が育んだ歴史。歴史が形づくった港町の風景、そうした重層的な価値を、面として編み上げていく視点が必要ではないかと考えております。

芦屋町としては、これらの資源を横断的に統合し、空間デザインや観光動線、ブランド戦略にまで落とし込む構想を持つ考えはあるのか、改めてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

現時点では、本町のまちづくりの基本方向を明らかにする芦屋町総合振興計画に基づき、町の様々な取組を進めていることとしております。

このため、長島議員御提案の新たな構想を持つ予定はございません。

しかしながら、それぞれの点だけではなく、面で取り組んでいく視点は、重要と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

では、要旨2に行きます。

芦屋町における建築物の色彩、道路景観、植栽、サイン計画などを含めた、統一的な空間デザインの現状についてです。

仮に海を軸とするのであれば、空間の思想が必要です。現在本町において、建築物、道路景観、植栽、公共サイン、これらを包括した、総合的な空間デザイン方針は存在するのでしょうか。個別事業の積み重ねでは、町の印象は形成されないと思いますし、方針の有無、位置づけについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

本町におきましては、都市計画法に基づく地区計画により、必要に応じ、建物の外壁や屋根の色彩等に制限を設け、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成を図っているところでございます。

また道路景観の形成におきましても、町の費用負担は生じましたが、県事業の芦屋橋の架け替え工事において、本町らしい意匠を凝らすため、デザイン性の高い欄干や照明器具等にグレードアップをしていただくなど、景観形成に努めてまいりました。

しかしながら、長島議員御質問の建築物の外壁や屋根の色彩、道路景観等を包括した総合的な空間デザイン方針等はないのが現状でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

統一的空間デザイン方針はないとのことですが、一方で、地区計画で色彩制限をしている橋のデザインに配慮した、つまり景観配慮は、個別には行っているとのことですので、ないわけではないということに理解しております。

次にいきます。

要旨3です。ランドマーク的な存在である、町立の小中学校の現在の外観色彩についてお伺いいたします。

具体例になりますが、本町の3小学校及び中学校の外観は温かみのあるオレンジピンク系の色味で、一定の統一が図られている印象がありますが、あれは偶然なのでしょうか、それとも意図的な設計思想があったのか、お伺いしたいと思います。

児童生徒に安心感を与える色彩、心理的配慮なのか、公共施設としての統一意図なのか、また当時の整備計画に基づくものなのかなど、狙いについて聞いてみたいのですが、もし意図があったのであれば、それは既に統一的デザインの実践例と思いますが、この点について、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

小中学校の外壁の色につきましては、施設を所管する担当課が、意図的に同系色を用いてきたものでございます。小中学校の校舎につきましては、建設当初から、現在のオレンジ色を基調とした暖色系の色を採用していたわけではなく、施設の老朽化に伴う外壁補修工事の際に、現在の色が採用されております。

最初に現在の色になったのが芦屋中学校で、施工に当たり、事業者から幾つかの色が提案され、その中から、現在の色が採用されております。また当時、所管課として、小中学校の校舎の色を統一していきたいという意向もあり、小学校の外壁補修が必要となった際には、同系色としていくことが、所管課内部で意思統一されたと聞き及んでおります。

この結果、現在の小中学校の外壁の色に統一感が生まれたというのが経緯でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

ということは、学校ではできていることが、なぜ町全体では体系化されてこなかったのかとい

う疑問が少々あるのですが、できない理由があるのか、またやる必要性を感じていなかったのか。お聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

小中学校の校舎の統一感が図られていることにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、所管課の意向でございます。

また、他の公共施設におきましても、外壁改修や公共施設の新設の際に、公共施設の規模、周辺環境、立地場所等を配慮しつつ、決定している状況でございます。これまでの決定過程において、町全体での体系化、いわゆる統一的な基準を設けるといような議論が、庁舎内で深まっていない現状を考えると、できないというよりは、やる必要がなかったものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

必要性がなかったとのことですが、私は必要性を感じるため、次の質問をさせていただきます。要旨4です。

芦屋町はどんな町、どこを目指す町といった、海を軸とした町の色、個性ですね、町の色を決めていくべきではないかと考えますが、ランドデザインの策定についてです。

近年よく耳にされていると認識しておりますが、自治体のランドデザインとは、通常総合計画や都市計画とは別に、2、30年先を見据えた将来の姿、方向性を提示する構想的な計画です。まちづくり、地域資源活用、人口減少対策、都市機能配置などの大枠を描き、実際のまちづくりや、施策立案の基礎となり、県内でいいますと、みやこ町は、町の将来を描く、まちづくりランドデザインを策定、実行している自治体です。

これは上位計画とは別に、人口減少、少子高齢化、地域の変化といった課題を長期的に捉え、町全体の方向性を示す全体構想、ランドデザインとしての計画です。

ここで芦屋町の、これは景観に関するデザインの提案なんですけど、海を基調とした色彩コンセプト、建物高さの基本方針、海への動線の意識的な整理、港周辺の景観形成指針、植栽テーマの整理、公共ゲートサインの統一など、これに関しては、規制の強化ではなく、芦屋町の将来像を、全体で共有するイメージ図です。

町のイメージ、方向性が明確になれば、今なかなか成立しない、民間企業の投資も迷わないのではないのでしょうか。移住者も、移住に興味のある人たちも、町の個性を感じます。観光客も芦

屋町らしさをもっと体感する、選ばれる町を目指し、海を生かすとは、空間を設計することなのではないでしょうか。

デザイン策定の必要性について、町の見解を伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 本郷 宣昭君**

今回の御提案は、景観に関するグランドデザインということで回答させていただきますが、町の景観は、地域の文化や歴史、自然環境を反映するものであり、地域住民の生活環境や、観光等にも大きく影響を与える重要な要素であると考えております。

このため、無秩序な開発の抑制、自然環境や歴史的景観の保全などにより、地域の魅力維持や創出を図るため、景観に関するグランドデザインを作成することは、良好かつ統一感のある景観形成につながる可能性もあるものと考えております。

一方で、グランドデザインの作成は少なからず、景観規制につながるものでございます。規制により、自由度の低下や、建築コストの増加、届出審査や事前協議による事業者負担の増加など、住民の皆様や事業者の方々が、不利益を被る可能性もあり、規制への反発も考えられるものでございます。

景観は、住民生活や民間の建築行為、土地利用に直接的な影響を及ぼすものでございますので、グランドデザインの策定にあたっては、幅広い住民意見の聴取や合意形成のプロセスが不可欠と考えております。

また、本町の規模や、現在の開発動向を踏まえますと、既存の都市計画関連計画の枠組みの中で、一定の景観配慮は可能であると考えております。

このため、現時点では、グランドデザインは必ずしも必要ではなく、既存の都市計画関連計画の適切な運用と、個別案件ごとの丁寧な対応により、良好な景観形成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

長島議員。

**○議員 1番 長島 毅君**

ありがとうございます。様々な計画の名称も、今お聞きしました。

私は、本町が将来像を描くに当たり、最も重要な前提は、全部やろうとしないことであると考えております。人口減少、少子高齢化の進行、財政の制約、公共施設の更新問題という様々な問題点を抱えておられると思います。

つまり、人、お金、時間は有限であります。現状は、海も観光も子育ても、福祉も移住も産業も全てを同時に強く推進されているように感じています。本当にありがたいことではあります、一方では、あれもこれもと業務過多にもみえます。

限られた予算を多方面に分散すれば、小さな改善は起きるでしょうが、町の印象を変えるほどの変化は生まれないのではないのでしょうか。

現在の芦屋町は、どうでしょう。何の町かと問われて、即答できる状態にあるのか、疑問です。海の町、ボートレースの町、芦屋釜など歴史ある町。しかし、それらが1つの軸で統合されていない。だから、何となく印象が弱い気がしております。

これでは、交通アクセスに優れ、かつ生活しやすい資源が揃っている近隣他町に負けてしまいます。ボートレース事業の恩恵は重々承知しておりますが、それだけでは選ばれる町になれるのでしょうか。

では本町の軸は何か。先ほどから言っておりますが、私は明確だと考えます。それはやはり海なのではないのでしょうか。玄界灘に面し、芦屋港を有し、マリンレジャーの可能性があり、歴史的にも、海とともに歩んできた芦屋町。

しかし現在、景観は統一されていない。港の位置づけが曖昧、動線設計も整理されていない。町全体が海の町として設計されておられません。これが現実ではないのでしょうか。海をイメージさせる建物も、歴史的建造物もあまり見られません。グランドデザインとは、政策を並べるのではなく、海を軸に再設計すると決めるなら、公共施設の配置や、景観色彩も観光動線も、全て海基軸で再構成する、それが本当の設計につながるのではないかと考えております。

成功自治体は、1点突破です。飛び抜けた施策です。例えば、糸島市、海とライフスタイルを明確な軸に捉え、ブランドを確立しております。また、南小国町の黒川温泉。今では、相当有名な観光地ですが、1つの温泉街という世界感を徹底し、統一感を作り上げ、10年の歳月をかけて今の形を作り上げております。さらに唐津市。歴史と海を結びつけ、港と城下町のイメージを明確にしております。

いずれも、あれもこれもではありません。何か1つ軸を決めた町です。1点に集中したから、町のブランドが生まれ、移住者もどんどん増えたといえるのではないのでしょうか。

そこで貝掛町長にお尋ねします。芦屋町が今後、将来像を描くのであれば、最優先順位は何か、これを明確に示すことはできないのでしょうか。海を生かしたまちづくりを掲げるのであれば、空間の方向性を定めることは、これからの研究課題ではなく、前提条件だと思います。

今後10年、20年を見据え、グランドデザイン方針の整理を開始する意思があるのか。

本日、少々私の思いを長々としゃべりすぎてはしまいましたが、最後に町長の明確な答弁を求めたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

明確な答弁ということではありますが、長島議員がおっしゃっているのは、景観のランドデザインということであると認識しておりますが、私としましては、みやこ町等が行っている、都市計画としてのランドデザインが、優先ではないかと考えるわけです。

海を基軸というよりは、私はこの今、住んでいる方を軸にして、これから10年20年ですね、この庁舎も老朽化するわけでございます。小中学校も、今後統廃合等考えられます。

そういった中で、この庁舎をどこに移すのか、あるいはその庁舎の横に図書館、あるいは公民館施設を持ってくるのか、あるいは観光協会、商工会、一極集中するのか。その場合に、どの場所に移すのか。そういった、町民目線になって、本当に町民の利便性が向上する、ハード的なランドデザイン、これをまず、第一に考えていきたい。

それに付随して、この海を生かしたまちづくりというものが、ついてくるのではないかと考えております。

本当に、長島議員もいろんな、斬新な御意見をいただいて、本当に頭が下がるばかりであります。この長島議員の御意見を、本当に参考にしたいと考えております。本当にあまり残念がらないでくださいね。

芦屋町のレジャー港化、この推進におきましては、この海を生かしたまちづくりということで、レジャー港化においては、海らしい景観を意識しながら、進めてまいりたいと考えております。

このあたりでよろしいですかね。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

そうですね。前向きというか、御答弁ありがとうございます。

先ほど町長が、海は重要な資源とおっしゃってくれましたし、レジャー港をまた変えてくれるという言葉をおっしゃってくれて、そこは私も全く同じ方向を見ております。これは対立ではなく、むしろ同じ山を別の上り口から上っているという感覚です。

ありがとうございます。また最近、町長自身も各所で、このランドデザインというワードはよくお聞きになっていることと思いますので、今後も前向きに検討していただければと思っております。

では最後の最後に、中西副町長。

長年にわたり、本町行政の中枢を担われ、心より敬意を表します。副町長はこれまで総合振興計画の策定、各種事業、そして行政組織全体の調整役として、芦屋町の方向性を、内部からずっと見続けてこられました。

そこで退任を前に、あえて個人としてのお考えをお聞きしたいと思います。芦屋町は今後10年、20年を見据えたとき、町の理念など、空間形成の軸として、より明確に整理していく必要性を感じたことはなかったでしょうか。

また、もし何か助言を残すとすれば、芦屋町の将来像を描く上で、何を大切にしたいとお考えになっておりますか。中西副町長の率直なお考えを最後にお聞かせいただければと思います。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

長島議員から提案されたことに限らず、何事においても、必要なことなのか、必要ではないのか。また、様々な課題がございますので、よくよく考えて、議論することで、進めていくことが大事であると思っております。

抽象的な答えになりましたが、最後の質問、ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

中西副町長、おそらく行政人生の、最後の御答弁ありがとうございます。

今後とも、一芦屋の町民として、芦屋町の海と歴史を見守っていただければと思います。長い長い間、本当にお疲れ様でした。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れさまでございました。

午後3時28分散会

---